

令和 3 年度版

監 査 年 報

静岡県監査委員

はじめに

静岡県監査委員は、県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務及び経営に係る事業等が公正かつ効率的に執行され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて、県民の視点から監査を実施しています。

本書は、令和3年度に実施した定期監査、随時監査、臨時監査、決算審査などの実施状況や結果をまとめたものです。

本書が県民の皆さまや関係各位にとりまして、監査に対する理解を深めていただく一助となれば幸いです。

令和5年1月

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	鈴木	澄美
静岡県監査委員	佐地	茂人

目 次

第1 令和3年度監査の概要

1	令和3年度の監査の基本方針	1
2	令和3年度の監査等の種類及び実施状況	2
3	監査委員の状況	8
4	令和3年度の監査委員事務局の組織	9

第2 令和3年度の監査結果

1	令和3年度の監査実施状況	10
	(1) 令和3年度の指摘等の状況一覧	
2	定期監査	14
	(1) 監査実施状況	
	(2) 指摘等の状況	
	(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
3	随時監査・臨時監査	34
	(1) 監査実施状況	
	(2) 指摘等の状況	
	(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
4	行政監査	38
5	財政的援助団体等の監査	40
	(1) 監査実施状況	
	(2) 指摘等の状況	
	(3) 指摘等に対する改善の措置状況	
6	決算審査及び基金運用状況審査	46
	(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況	
	(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況	
	(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況	
7	健全化判断比率等審査	53
	(1) 健全化判断比率審査の実施状況	
	(2) 資金不足比率審査の実施状況	
8	内部統制評価報告書の審査	56
9	例月出納検査	57
10	住民監査請求に基づく監査	58
11	令和3年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）	59
	(1) 定期監査	
	(2) 臨時監査	
	(3) 財政的援助団体等の監査	

第3	年度別の指摘等の状況一覧	68
----	--------------	----

第4	監査業務のアウトソーシング	
1	令和3年度の監査実施状況	72
2	令和3年度の指摘等の状況	72
第5	外部監査	
1	外部監査制度の概要	73
2	監査実施状況	74
3	監査結果	75
4	年度別の実施状況	76
第6	監査の情報提供	77
資料	監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは	78

第1 令和3年度監査の概要

1 令和3年度の監査の基本方針

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指す。

また、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げる。

1 公正・透明性のある監査

- (1) 法令、倫理等の遵守を重視した監査を実施する。
- (2) 公正不偏かつ客観的な判断による監査を実施する。
- (3) 監査結果等の情報を迅速かつ、わかりやすく県民に公表し、県政の現状や課題等について県民への説明責任を積極的に果たす。

2 実効性の高い監査

- (1) 多角的な観点からさまざまな監査手法を活用し、行政の実態に応じて機動的・弾力的に対応して実効性の高い監査を実施する。
- (2) 内部統制推進部局が行う検査結果等を活用した監査を実施し、内部統制機関との役割分担を図る。
- (3) 経済性、効率性及び有効性に視点を置いた監査（以下、「3 E 監査」という。）を拡充し、内部統制機関では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の重点化を図る。
- (4) 税収不足の状況下において、3 E 監査の視点を活用し、歳入の確保、歳出の抑制に繋がる監査を実施する。
- (5) 制度や組織の変化に留意し、不正・事故・誤り等が発生するリスクの高い事項及び内部統制の評価により顕在化したリスクの高い事項について、重点的に監査する。
- (6) 組織・運営の合理化及び適正な事業執行に資する意見を述べ、業務の改善を指導し、監査対象機関の事務・事業の改革に繋がる監査を実施する。
- (7) 指摘等の監査結果に対する改善状況を確認し、是正・改善の着実な実現を図る。
- (8) 事務局職員の資質向上を図るとともに、監査手法の見直し・定着を進め、委託した公認会計士と連携し、監査体制を充実させる。

2 令和3年度の監査等の種類及び実施状況

令和3年度の監査等の種類及び実施状況は、次のとおりです。

<監査等の種類>

監査等の種類		関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）	
財務監査	定期監査	法第199条 第1、4項	<p>予算の執行に関し、その会計を通じて、財務の適法性と経済性等について実施します。 特に、予算収支とその会計管理が公正かつ適正に執行されたか、財産管理が適正に行われているか等に配慮します。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所</p>	
			<p>工場の執行に関し、計画・設計・積算が妥当であるか、入札・契約事務が適正に行われているか、工事が正確かつ適法に執行されているか等について実施します。</p>		
			<p>事業の経営に関し、事業が最少の経費で最大の効果をあげているか等経営の効率性について実施します。 また、その目的と計画の達成度、各機関の組織及び運営が合理的であるか等に配慮します。</p>		
行政監査	事務事業監査	法第199条 第2項	<p>県の事務の執行が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施され、組織及び運営の運営が合理的であるかどうかについて実施します。 ※ 平成27年度以降、テーマ別監査は実施していません。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）</p>	
財務監査	随時監査	法第199条 第1、5項	<p>監査委員が必要があると認めるときに実施する財務会計や工事技術についての監査です。実施方法・時期は、その都度定めます。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所</p>	
					<p>財務会計監査</p>
行政監査	臨時監査	事務事業監査	法第199条 第2項	<p>定期監査を待たずに速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施する行政監査です。監査対象機関、監査期間、実施方法等は、その都度定めます。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（政令で定めるものを除く。）</p>
財政的援助団体等の監査		法第199条 第7項	<p>財政的援助、出資を受けている団体等に対し、補助事業等の執行、資金の出納が適正に行われているか、また、補助等の目的に沿って行われているか等について実施します。 また、公の施設の指定管理者に対しては、公の施設の管理に関する業務の執行、資金の出納が適正に行われているか等について実施します。</p>	<p>県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、県の出資率25%以上の出資団体、指定管理者等の中から選定した団体</p>	

(注) 法：地方自治法

実施時期・頻度	実施実績	令和3年												令和4年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
毎会計年度1回以上 期日を定めて実施	監査対象476箇所 <ul style="list-style-type: none"> ・予備監査 (職員、公認会計士) ・本監査(監査委員) ・監査結果報告、 公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (注) 以下、定期 監査以外の監査の 実施体制は、おお むね定期監査に準 じる。 </div>															
必要があると認め るとき。	監査対象20箇所															
	監査対象2箇所															
必要があると認め るとき。	監査対象3箇所															
必要があると認め るとき。	監査対象43団体															

< 監査等の種類 >

監査等の種類	関係法令 (注)	実施方法等	監査対象（機関等）
決算審査	法第233条第2項、公企第30条第2項	決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、予算が効率的かつ合理的に執行されたか、また、財政が健全に運営されているか等について審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 普通会計決算 公営企業会計決算
基金運用状況審査	法第241条第5項	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査します。	<ul style="list-style-type: none"> 県立美術博物館建設基金
健全化判断比率等審査	健全化法第3条第1項、第22条第1項	健全化法に基づき財政の健全性を判断する基準である健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び資金不足比率について、次の点を主眼として実施します。 (1) 健全化判断比率等の算出過程に誤りはないか (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率等算出の計算に用いられているか (3) 健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか (4) 健全化判断比率等の算定過程における評価・判断は妥当か	普通会計、公営企業会計、出資法人の会計など
内部統制評価報告書の審査	法第150条第5項	知事等が作成した内部統制評価報告書について、知事等による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査します。	内部統制評価報告書
例月出納検査	法第235条の2第1項	会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料に基づいて、毎月の現金出納の計数を確認するとともに、財政収支の動態を計数面から把握しているか等について検査します。	普通会計、公営企業会計、歳入歳出外現金及び基金
住民監査請求に基づく監査	法第242条第5項	県民から、県職員等による違法又は不当な財務会計行為について、監査の請求があった場合に、監査を実施します。	県の公金支出などの財務会計行為
要求監査等	法第75条第1、3項、第98条第2項、第199条第6、7項、第243条の2の2第3項	地方自治法に基づく監査請求・要求があった場合に監査を実施します。 ①選挙権を有する者の総数の50分の1以上の住民の署名による請求による事務監査（同法第75条第1、3項） ②議会の請求監査（同法第98条第2項） ③知事への要求監査（同法第199条第6、7項） ④職員賠償責任の要求監査（同法第243条の2の2第3項）	<ul style="list-style-type: none"> 県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（議会の請求監査では政令で定めるものを除く。） 財政的援助団体等（知事への要求監査のみ。）

(注) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和3年										令和4年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・8/4 審査依頼 ・9/2 監査委員協議会 ・9/10 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、決算審査と同時期	審査に付された日から90日以内に審査結果を知事に報告 ・8/4 審査依頼 ・9/2 監査委員協議会 ・9/10 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	決算審査の報告と同時に審査結果を知事へ報告 ・8/12 審査依頼 ・9/2 監査委員協議会 ・9/10 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
毎会計年度、知事から審査に付されたとき。	・8/3 審査依頼 ・9/14 監査委員協議会 ・9/17 審査意見書提出	審査依頼 ↔ 審査 審査意見書の提出												
月ごとに定められた例日	毎月25日から月末までに実施 ・予備検査（職員、公認会計士） ・例月出納検査（監査委員） ・検査結果報告（議会、知事）	←————→ 例月出納検査 （毎月25日から月末まで）												
住民から請求があったとき。	監査の実施は60日以内 令和3年度は1件の請求があったが、却下した。	請求 ↔ 却下通知												
請求や要求があったとき。	令和3年度は実績なし													

< 監査等の種類 >

監査等の種類		関係法令	実施方法等	監査対象（機関等）
外部監査 （経営管理部所管）	包括外部監査	法第252条の27以下	<p>監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能について住民の信頼を高めることをねらいとした制度です。</p> <p>毎会計年度、特定のテーマを決めて行われます。</p> <p>なお、外部監査人との契約締結や指摘等に対する改善の措置状況を取りまとめる事務等は、経営管理部の所管となっています。</p>	<p>県の本庁、出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所及び財政的援助団体等</p>
	個別外部監査		<p>特定の事件について選挙権者、議会、長、住民の請求・要求により監査委員の監査に代えて行われます。</p>	

< 参考 > 上記のほか、次の活動も行っています。

区分	関係法令 (注1)	実施方法等
監査委員協議会	<p>法第199条第12項</p> <p>法第233条第4項、公企第30条第5項、健全化法第3条第2項、第22条第3項</p> <p>法第150条第5項</p> <p>法第242条第11項</p>	<p>監査委員の合議により、監査の結果や決算審査意見等に関する決定を行います。</p>
監査結果の報告と公表	法第199条第9項	<p>監査結果について、県議会や知事等に報告し、県公報で公表しています。</p>
監査結果に対する監査対象機関の措置状況の公表	法第199条第14項	<p>監査の結果に基づき、監査対象機関が講じた措置の内容を、県公報で公表しています。</p>
監査情報の提供	—	<p>監査方針、監査計画、監査結果等をホームページや監査年報に掲載しています。</p>

(注1) 法：地方自治法、公企：地方公営企業法、健全化法：地方公共団体の財政の健全化に関する法律

実施時期・頻度	実施実績	令和3年										令和4年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
毎年	<ul style="list-style-type: none"> 次年度包括外部監査契約締結の際の意見 監査補助者の協議、告示 外部監査人への協力 監査結果の公表 前年度監査結果等に対する措置状況の公表 前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表 	5~6月 補助者の協議、告示										1月	4月				
												次年度包括外部監査契約締結の際の意見 (注2)			監査結果の公表		
												1月 前年度監査結果等に対する措置状況の公表					
												11月 前々年度以前の監査結果等に対する措置進捗状況の公表					
請求や要求があったとき。	令和3年度は実績なし																

(注2) 契約締結事務については、経営管理部にて行っています。

実施時期・頻度	実施実績	令和3年										令和4年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
監査の結果に関する報告の決定のとき。	年5回	6月			9月			11月			2月3月			
決算審査・基金運用状況審査意見の決定のとき。	(決算等審査) 9月											9月		
健全化判断比率等審査意見の決定のとき。	(健全化判断比率等審査) 9月											9月		
内部統制評価報告書の審査意見の決定のとき。	9月											9月		
住民監査請求の結果の決定のとき。	令和3年度は実績なし													
監査委員協議会終了後	年5回	(注3) 7月(8月) 10月(10月) 12月(12月) 3月(2回) (3月、4月)												
監査対象機関から講じた措置の内容について通知があった後	年4回	8月 (注4) 12月 1月 2月 4月 (注4)												
		令和4年3月に報告された監査結果に基づく措置状況は、翌年度に公表												
—	[ホームページ掲載] 随時	← 年間随時 →												
—	[監査年報の発行] 1月											1月		

(注3) 監査結果を県議会や知事等に報告した月です。()は県公報により公表された月です。

(注4) 令和3年3月(2回)に報告された監査結果に基づく措置状況の公表です。

3 監査委員の状況

監査委員は、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

令和3年度に係る監査委員は、次のとおりです。

選任区分	勤務区分	氏名	任期	備考
識見	常勤 (代表)	森 裕	R2.4.1～R6.3.31	委員就任 R2.4.1～ 代表就任 R2.11.1～
識見	常勤	渡邊 芳文	R2.11.1～R6.10.31	
議員	非常勤	渡瀬 典幸	R3.5.20～R4.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	大石 哲司	R3.5.20～R4.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	鳥澤 由克	R2.5.20～R3.5.19	終期は委員の辞職による
議員	非常勤	田口 章	R2.5.20～R3.5.19	終期は委員の辞職による

(参考)

1 監査委員の職務

監査委員は、法により地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、公正を確保すべく知事の指揮監督から職務上独立し、知事と対等の立場において監査を実施する独立の機関で、広範な職務権限が与えられています。

監査委員の役割は、県民の信頼と付託のもと、本県の行財政の執行について、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているかなどに意を用いて、行財政全般について県民目線で監査し指導することにあります。

2 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

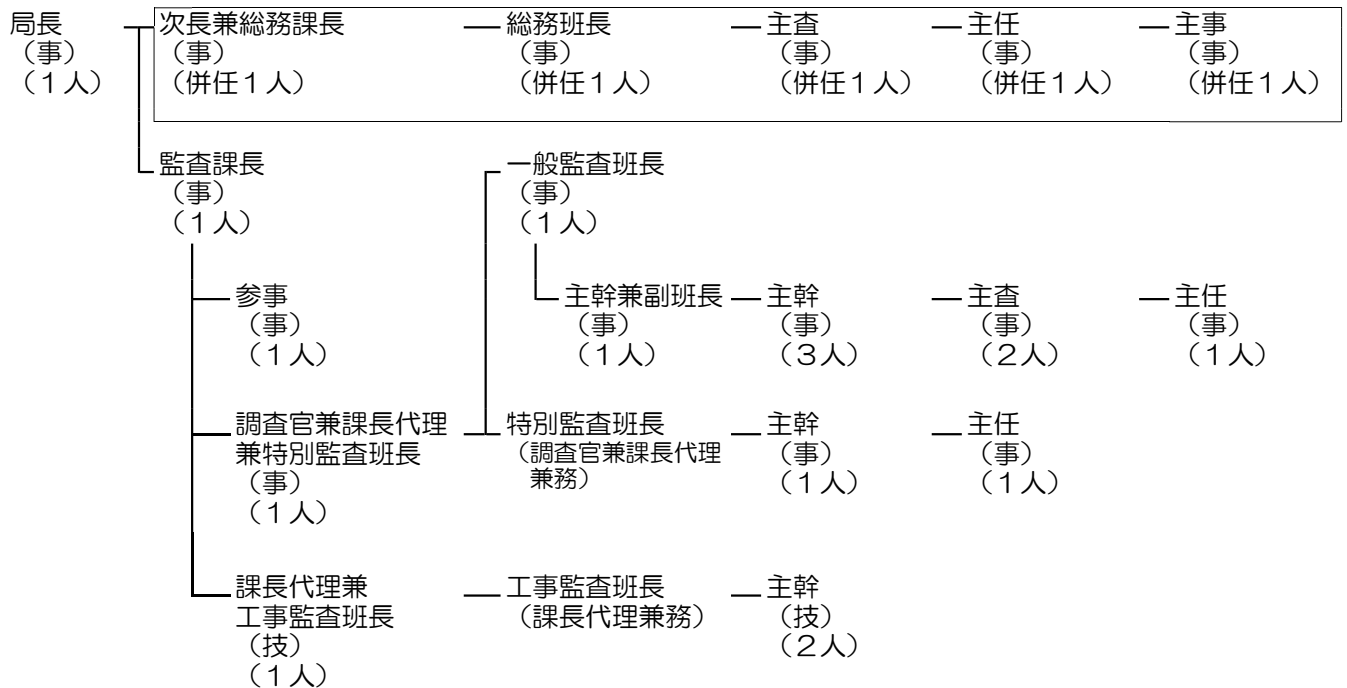
(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

4 令和3年度の監査委員事務局の組織

- (1) 事務局の組織図（令和3年4月1日時点）
 [条例定数25名、現員22名(うち併任5人)]



※会計年度任用職員1人

- (2) 事務分掌

ア 総務課

- ・ 監査委員の庶務に関すること
- ・ 監査委員の告示、訓令等に関すること
- ・ 事務局職員の人事及び研修に関すること
- ・ 事務局職員の給与に関すること
- ・ 事務局職員の福利厚生に関すること
- ・ 予算の経理その他の会計事務に関すること
- ・ 公印に関すること
- ・ 文書の收受、発送及び保存管理に関すること
- ・ 物品の出納管理に関すること
- ・ 局内の連絡調整及び局内他課の所掌に属しない事務に関すること

イ 監査課

- ・ 財務監査に関すること
- ・ 行政監査に関すること
- ・ 定期監査に関すること
- ・ 随時監査に関すること
- ・ 臨時監査に関すること
- ・ 財政的援助団体等の監査に関すること
- ・ 決算及び基金運用状況審査に関すること
- ・ 健全化判断比率等の審査に関すること
- ・ 内部統制評価報告書の審査に関すること
- ・ 例月出納検査に関すること
- ・ 住民監査請求に関すること
- ・ その他監査委員の行う監査、審査等に関すること

第2 令和3年度の監査結果

1 令和3年度の監査実施状況

監査委員による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別		実施箇所数等	監査対象期間	掲載ページ
財務 監査 ・ 行政 監査	定期監査	本 庁 219箇所	本 庁 令和2年度 出先機関 令和2年度及び 令和3年度期 中	14 ※ 行政監査に ついては 38
		出先機関 257箇所		
		合 計 476箇所 (すべての機関実施)		
財務 監査	随時監査	財務会計監査 20箇所	令和2年度及び令和 3年度期中	34
		うち抜き打ち分 18箇所		
		工事技術監査 2箇所		
		合 計 22箇所		
行政 監査	臨時監査	本 庁 2箇所	令和2年度及び令和 3年度期中	34
		出先機関 1箇所		
		合 計 3箇所		
財政的援助団体 等の監査		43団体	令和2年度	40
決算審査		普通会計（一般・特別） 公営企業会計	令和2年度	46
基金運用状況審 査		県立美術博物館建設基金	令和2年度	52
健全化判断比率 等審査		普通会計、公営企業会計、出資法人 の会計など	令和2年度	53
内部統制評価報 告書の審査		内部統制評価報告書	令和2年度	56
例月出納検査		普通会計（一般・特別） 歳入歳出外現金 公営企業会計 基金	検査月の前月	57

住民監査請求に基づく監査	令和3年度は実績なし (令和3年度は1件の請求があったが住民監査請求の要件を満たさず却下したため、監査を実施していない。)		58
--------------	--	--	----

外部監査人による監査の実施状況は、次のとおりです。

監査種別	テーマ	監査対象期間	掲載ページ
包括外部監査	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について	令和2年度(原則)	73

(注) 令和3年度は、個別外部監査の実施はありませんでした。

(1) 令和3年度の指摘等の状況一覧

区分		実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘等の区分（件数）（注1）											
					指摘				注意				意見			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
定期 監査	知事部局	254	39	40	2		2	4	11		6	17			19	19
	企業局	5	0	0				0				0				0
	がんセンター局	1	0	0				0				0				0
	議会事務局	5	0	0				0				0				0
	各種委員会事務局	9	1	1				0			1	1				0
	教育委員会事務局、教育機関	128	9	6			1	1			2	2			3	3
	警察本部、警察署	74	0	0				0				0				0
	小計	476	49	47	2	0	3	5	11	0	9	20	0	0	22	22
随時監査		22	0	0				0				0				0
臨時監査		3	3	3			2	2				0		1	1	
財政的援助団体等		43	2	2	2			2				0				0
計（A）		544	54	52	4	0	5	9	11	0	9	20	0	0	23	23
令和2年度監査実績（B）（注2）		540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50	5	0	19	24
増減（A-B）		4	△15	△33	0	△2	0	△2	△17	△16	3	△30	△5	0	4	△1

（注1）指摘、注意、意見の区分は、資料（78ページ）を参照してください。

（注2）監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、令和2年度から監査委員事務局長指導事項としています。令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件（令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件）です。

(知事部局の内訳)

計			
財務会計	工事技術	事務事業	計
13	0	27	40
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	1	1
0	0	6	6
0	0	0	0
13	0	34	47
0	0	0	0
0	0	3	3
2	0	0	2
15	0	37	52
37	18	30	85
△ 22	△ 18	7	△ 33

部局名	指摘等の箇所	指摘等の区分(件数)			
		指摘～意見 計			
		財務会計	工事技術	事務事業	計
知事直轄組織	1	1			1
危機管理部	3	1		2	3
経営管理部	3	2		1	3
くらし・環境部	3			3	3
スポーツ・文化観光部	3	1		2	3
健康福祉部	7			8	8
経済産業部	12	4		7	11
交通基盤部	7	4		4	8
出納局					0
計(C)	39	13	0	27	40
令和2年度 監査実績(D)	46	22	18	21	61
増減 (C-D)	△ 7	△ 9	△ 18	6	△ 21

2 定期監査

(1) 監査実施状況

県の本庁及び出先機関（教育機関、警察署を含む。）の全箇所（476箇所）について実施しました。

監査の実施方法は、監査委員が監査対象機関に出向いて行う実地監査と、書類審査により行う書面監査とがあります。

なお、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を外部委託（アウトソーシング）しています。

令和3年度は、合規性の視点からの監査と併せ、最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）についての監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部署の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

施設の維持管理、試験研究機関・実業高校等の備品の利活用等、公用車の修繕状況、高校のICT化の取組状況等について3Eの視点を強化した監査を実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和3年度						令和2年度						増減 (A-B)	
	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	本庁	書面 委託	出先	書面 委託	計 (A)	書面 委託	書面 委託	書面 委託
知事部局	145	[53]	109	(76) [54]	254	(76) [107]	141	[91]	107	(79) [54]	248	(79) [145]	6	(Δ3) [Δ 38]
企業局	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	3	[3]	2	(1) [1]	5	(1) [4]	0	(0) [0]
がん センター局	1	[1]			1	(0) [1]	1	[1]			1	(0) [1]	0	(0) [0]
議会事務局	5				5	(0) [0]	5	[5]			5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]
各種委員会 事務局	9	[4]			9	(0) [4]	9	[7]			9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]
教育委員会 事務局、 教育機関	10	[10]	118	(93) [49]	128	(93) [59]	10		116	(96) [55]	126	(96) [55]	2	(Δ3) [4]
警察本部、 警察署	46	[46]	28	(18) [14]	74	(18) [60]	46		28	(17) [13]	74	(17) [13]	0	(1) [47]
計	219	(0) [117]	257	(188) [118]	476	(188) [235]	215	(0) [107]	253	(193) [123]	468	(193) [230]	8	(Δ5) [5]

(注) 「書面」は書面監査実施箇所数() 書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数() 書きで内数。なお、アウトソーシングについては、72ページを参照してください。

イ 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和3年度								令和2年度								増減 (A-B)	
	出先機関							計 (A)	出先機関							計 (B)		
	本庁	書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (A)		本庁	書面 委託	かい	書面 委託	その他	書面 委託	計 (B)		書面 委託	
知事直轄 組織	11		2	(1) [1]			13	(1) [1]	7		2	(2) [1]		9	(2) [8]	4	(Δ1) [Δ 7]	
危機管理部	6		2	(2) [1]			8	(2) [1]	6		2	(1) [1]		8	(1) [7]	0	(1) [Δ 6]	
経営管理部	10		12	(7) [6]	1	(1) [1]	23	(8) [7]	14		12	(8) [6]	1	(1) [20]	27	(9) [13]	Δ 4	(Δ1) [Δ 13]
くらし・ 環境部	16		4	(2) [3]	4	(3) [3]	24	(5) [22]	16		4	(3) [1]	4	(3) [2]	24	(6) [20]	0	(Δ1) [20]
スポーツ・ 文化観光部	16		4	(2) [3]			20	(2) [19]	16		4	(3) [1]		20	(3) [1]	0	(Δ1) [18]	
健康福祉部	21		15	(11) [7]	18	(18) [6]	54	(29) [34]	18		15	(14) [9]	18	(18) [17]	51	(32) [26]	3	(Δ3) [8]
経済産業部	31		29	(21) [12]	6	(5) [4]	66	(26) [16]	31		27	(22) [11]	6	(3) [2]	64	(25) [44]	2	(1) [Δ 28]
交通基盤部	29		12	(3) [7]			41	(3) [7]	29		12	(1) [4]		41	(1) [33]	0	(2) [Δ 26]	
出納局	5						5	(0) [0]	4					4	(0) [4]	1	(0) [Δ 4]	
企業局	3		2	(1) [1]			5	(1) [4]	3		2	(1) [1]		5	(1) [4]	0	(0) [0]	
がん センター局	1						1	(0) [1]	1					1	(0) [1]	0	(0) [0]	
議会事務局	5						5	(0) [0]	5					5	(0) [5]	0	(0) [Δ 5]	
各種委員会 事務局	9						9	(0) [4]	9					9	(0) [7]	0	(0) [Δ 3]	
教育委員会 事務局、 教育機関	10		118	(93) [49]			128	(93) [59]	10		116	(96) [55]		126	(96) [55]	2	(Δ3) [4]	
警察本部、 警察署	46		28	(18) [14]			74	(18) [60]	46		28	(17) [13]		74	(17) [13]	0	(1) [47]	
計	219	(0) [117]	228	(161) [104]	29	(27) [14]	476	(188) [235]	215	(0) [107]	224	(168) [103]	29	(25) [20]	468	(193) [230]	8	(Δ5) [5]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数。なお、アウトソーシングについては、72ページを参照してください。
- 「かい」とは、県の出先機関で予算の令達を受けて歳出予算を執行し、歳入を収納する知事部局の出先機関、学校、警察署等を指します。「その他」とは、「かい」に附設された機関で、健康福祉センターに附設される「保健所」などの出先機関を指します。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

定期監査実施箇所数	476箇所
指摘等の箇所数	49箇所 (10.3%)

(注) 定期監査実施箇所数には、かいに附設された機関の数も含まれています。

(イ) 件数

区分	指摘等の区分 (件数)			
	指摘	注意	意見	計
財務会計	2	11		13
工事技術				
事務事業	3	9	22	34
計	5	20	22	47

(注) 「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(78ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和3年度の件数は53件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(19ページから32ページ)のとおり)

(ア) 指摘(5件)

a 財務会計(2件)

(a) 収入関係(2件)

- 事務放置による個人事業税の課税漏れ(下田財務事務所)
- 港湾占用料の徴収誤り(田子の浦港管理事務所)

b 事務事業(3件)

- 身体障害者手帳の交付に関する不適切な事務処理(障害者支援局障害福祉課)
- 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い(西部農林事務所)
- 授業中の事故の発生(掛川工業高等学校)

(イ) 注意(20件)

a 財務会計(11件)

(a) 収入関係(2件)

- 港湾施設用地貸付料の算定誤り(田子の浦港管理事務所)
- 道路占用料の不適切な調定事務及び納付書の紛失(島田土木事務所)

(b) 契約関係(5件)

- 業務委託の不適切な契約事務及び履行確認(熱海財務事務所)
- 建設工事の不適切な契約(ふじのくに地球環境史ミュージアム)
- 業務委託の不適切な事務処理及び点検結果報告に対する不適切な管理(浜松技術専門学校)
- 建設工事の不適切な契約(農林環境専門職大学)
- 業務委託における不適切な積算、設計変更事務及び契約変更事務(同種事案の発生)
(袋井土木事務所)

- (c) 財産関係（2件）
 - 豚熱ワクチンの不適切な管理（中遠農林事務所）
 - 生乳の誤廃棄（畜産技術研究所）
- (d) その他（2件）
 - 給与システムの不適正な改修（デジタル戦略局電子県庁課）
 - 標準報酬月額算定のための手当金額の報告における記載誤り（危機管理部総務課）
- b 事務事業（9件）
 - 個人情報を含んだ書類の紛失（医療局疾病対策課）
 - 会計年度任用職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り（東部健康福祉センター）
 - 施設入所に係る負担上限額の算定誤り（健康福祉部の出先機関：機関名非公表）
 - 用地取得関係書類の紛失（東部農林事務所）
 - 会計書類の紛失（工科短期大学校）
 - 不適切な個人情報の取扱い（交通基盤部の出先機関：機関名非公表）
 - 静岡県職員採用試験における試験問題の誤配付（人事委員会職員課）
 - 会計年度任用職員の社会保険に係る不適切な事務処理（沼津東高等学校）
 - 会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り（掛川西高等学校）
- (ウ) 意見（22件）
 - a 事務事業（22件）
 - 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」活用への取組（危機情報課）
 - 原子力発電所の安全対策への取組（原子力安全対策課）
 - 職員のコンプライアンス対策の推進（行政経営局人事課）
 - 移住・就業支援事業費補助金の活用促進（政策管理局企画政策課）
 - 通学路防犯カメラの新規設置の促進（県民生活局くらし交通安全課）
 - 自然ふれあい施設の適正な管理・運営（環境局環境ふれあい課）
 - 私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金の適正な予算執行（総合教育局私学振興課）
 - 観光デジタル情報プラットフォームの利活用（観光交流局観光政策課）
 - 介護人材の確保（福祉長寿局介護保険課）
 - 介護分野ICT化等事業費助成の有効活用（福祉長寿局介護保険課）
 - 保育士・保育所支援センターにおける保育士確保対策（こども未来局こども未来課）
 - 静岡県地域医療介護総合確保基金の運用（医療局医療政策課）
 - ふじのくにICT人材育成事業の有効活用（産業革新局産業イノベーション推進課）
 - 中小企業におけるテレワーク導入の推進（就業支援局労働雇用政策課）
 - ChaOIプロジェクトの取組（農業局お茶振興課、農業ビジネス課）
 - 林業を支える人材の確保・育成（森林・林業局林業振興課）
 - 建設工事等の安全対策の取組（建設経済局工事検査課）
 - 河川災害における総合的な対策の推進（河川砂防局河川企画課、土木防災課）
 - 福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善（港湾局漁港整備課）

- ICT教育の推進（教育政策課）
- 教職員の健康の保持増進（教育総務課、教育政策課、教育厚生課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）
- 不祥事根絶に向けた取組（教育総務課）

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和3年度に指摘等（47件）を行った49機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘、注意及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘（5件）を行った5機関の改善措置状況は、59ページから63ページまでに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[定期監査]

1 指摘 5 件

(1) 財務会計 2 件

ア 収入関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
下田財務事務所	指摘	件名	事務放置による個人事業税の課税漏れ
		内容	下田財務事務所は、令和元年度から令和2年度にかけて、個人事業税の課税事務について、30件の事務放置等の不適正な事務を行った結果、29件 2,741,000 円の課税漏れが生じていた。
田子の浦港管理事務所	指摘	件名	港湾占用料の徴収誤り
		内容	田子の浦港管理事務所は、平成 28 年度から令和2年度までの間、港湾占用料の徴収において、減免等の適用及び算定を誤り、過徴収 9 件 1,996,016 円及び還付加算金 3 件 80,400 円が発生した。

(2) 事務事業 3 件

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 障害者支援局 障害福祉課	指摘	件名	身体障害者手帳の交付に関する不適切な事務処理
		内容	健康福祉部障害者支援局障害福祉課男性職員は、平成 29 年度から令和元年8月にかけて、決裁を得ることなく、身体障害者手帳の交付に関する事務計 450 件を処理するなどしていた。その結果、等級等の誤りにより、41 件について、身体障害者手帳の再交付が必要になった。
西部農林事務所	指摘	件名	無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い
		内容	西部農林事務所は、無登録農薬（着花促進剤）を使用して生産した種子の販売や譲渡が禁じられているにもかかわらず、販売用のヒノキ種子に混入し、苗木生産者に販売を行った。それに伴い、種子から育成された苗木と稚苗を回収したことにより、苗木生産者に 2,909,240 円の賠償を行った。
掛川工業高等学校	指摘	件名	授業中の事故の発生
		内容	掛川工業高等学校において、令和元年9月 10 日、課題研究の授業中にフライス盤の削りくずの除去をしていた生徒が、左人差し指を機械に巻き込まれ、左人差し指の第2関節より先を切断する怪我を負った。 なお、当該事故に関し県は怪我を負った生徒に対し損害賠償金 1,300 万円を支払うこととなった。

2 注意 20 件

(1) 財務会計 11 件

ア 収入関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
島田土木事務所	注意	件名	道路占用料の不適切な調定事務及び納付書の紛失
		内容	<p>島田土木事務所は、令和2年度の道路占用料について、調定データに誤りがあるにもかかわらず原因を特定せず推測でデータを書き直した。そのため、正当債務者を誤り、1件4,200円の過調定及び1件4,200円の調定漏れが発生した。正当債務者からの指摘により調定額の誤りが発見されたが、調定額を修正せず、誤って分割納付として処理をした。その後、分割納付に係る債権管理簿による管理や催告等の債権管理を実施していなかった。あわせて、分割した納付書1通を紛失していた。</p> <p>また、調定額を誤った原因を特定せず、道路占用料を修正しなかったため、令和3年度の調定に当たっても、2年度と同様に過調定と調定漏れが発生していた。</p>
田子の浦港管理事務所	注意	件名	港湾施設用地貸付料の算定誤り
		内容	<p>田子の浦港管理事務所は、平成29年度から令和2年度までの間、港湾施設用地貸付料1件の算定を誤り、331,302円の徴収不足が発生した。</p>

イ 契約関係 5 件

監査箇所	区分	概要	
熱海財務事務所	注意	件名	業務委託の不適切な契約事務及び履行確認
		件名	<p>熱海財務事務所は、平成28年度から令和3年度に実施した消防用設備等点検業務委託において、5年間にわたり誤った数量の仕様書により契約していた。</p> <p>また、履行確認を行わず、支払を行った。この際、実際に正しい数量で点検された「点検結果報告書」が提出されたが、仕様書の誤りに気付かなかった。</p>
ふじのくに地球環境史ミュージアム	注意	件名	建設工事の不適切な契約
		内容	<p>ふじのくに地球環境史ミュージアムは、令和2年度に実施した浄化槽原水ポンプ取替修繕工事に係る随意契約において、県の入札参加資格を有さない者からも見積を徴収し、その者と契約を締結していた。</p>
浜松技術専門学校	注意	件名	業務委託の不適切な事務処理及び点検結果報告に対する不適切な管理
		内容	<p>浜松技術専門学校は、令和2年度消防用設備等点検業務委託契約（契約額401,500円）において、次のとおり不適切な事務を行っていた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 消防用設備等点検業務委託において、設計額の基礎となる数量と仕様書の数量が異なっており、設計書が不適切であった。点検すべき数量も実績と異なっていた。 また、点検業務のほかに防災訓練支援業務を委託しているが、設計書に項目及び経費を計上していなかった。 再委託の承認の際、再委託業者の消防設備点検資格の有無、再委託する範囲及び理由を確認していなかった。 消防設備の点検結果報告書の検査実施数量等が仕様書と異なっているにもかかわらず、報告書を受理、承認していた。 <p>また、防災訓練支援業務の履行状況を確認できる書類がなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 点検結果報告書で、機器の不作動が報告されているにもかかわらず、修理を行わず、放置していた。

監査箇所	区分	概要	
農林環境専門職大学	注意	件名	建設工事の不適切な契約
		内容	農林環境専門職大学は、令和元年度債務負担行為の議決を受けた農林環境専門職大学学生寮建設予定地造成工事において、進捗管理を行わず、債務負担行為が設定された事業が入札不成立となる4月以降に契約を締結した。
袋井土木事務所	注意	件名	業務委託における不適切な積算、設計変更事務及び契約変更事務（同種事案の発生）
		内容	袋井土木事務所は、令和2年度に実施した工損調査業務委託（事前調査）において、必要のない調査が計上されており、当初積算が誤っていた。 調査の中止について、書面による変更指示を行わず、契約変更手続においても、変更理由書に変更の過程や理由の記載がないものがあり、変更契約事務が適切でなかった。 また、調査を中止した時点で変更契約をすべきであったが、業務委託完了直前に変更契約を行い、契約変更手続を行う時期が適切でなかった。

ウ 財産関係 2 件

監査箇所	区分	概要	
中遠農林事務所	注意	件名	豚熱ワクチンの不適切な管理
		内容	中遠農林事務所の職員は、豚熱ワクチンを保管していた冷蔵庫の扉を閉め忘れた。これにより、当該冷蔵庫の扉が約1時間にわたり開放された状態となり、庫内の温度が上昇したことから、保管中のワクチン868箱（17,360頭分）1,928,132円（廃棄料含む。）が廃棄処分となった。
畜産技術研究所	注意	件名	生乳の誤廃棄
		内容	畜産技術研究所は、乳牛の搾乳作業において、職員が作業手順の確認を怠ったまま、集乳用のパイプラインを貯乳タンクに接続せずに搾乳を行ったため、搾乳した生乳約700kgを貯乳せずに廃棄していた。

エ その他 2 件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課	注意	件名	給与システムの不適正な改修
		内容	デジタル戦略局電子県庁課は、平成30年度に給与システムの改修を委託した際、業務完了後の確認が十分でなく、受託者が実施した改修の内容が不適正であることに気付かなかった。このため、当該不適正な改修の修正のために約255万円の費用負担が生じるとともに、システム不具合により、平成31年4月から令和2年10月の間に共済組合の資格を取得した職員1,312人に係る掛金等141,664,842円が過少に算定されていた。
危機管理部総務課	注意	件名	標準報酬月額算定のための手当金額の報告における記載誤り
		内容	危機管理部総務課は、岩手県山田町及び大槌町への派遣職員延べ12人に係る標準報酬月額算定のための手当金額の報告において、平成27年6月から令和2年7月までの間、災害派遣手当を誤って報酬に含め、地方公務員共済組合費が過大に積算されたため、同組合から該当職員及び県への還付額は2,557,949円となった。

(2) 事務事業 9 件

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 医療局疾病 対策課	注意	件名	個人情報を含んだ書類の紛失
		内容	健康福祉部医療局疾病対策課は、東部保健所から送付された個人情報（住所、氏名、口座情報等）を含む書類を封入した簡易書留1通を紛失した。
東部健康福 祉センター	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り
		内容	東部健康福祉センターは、会計年度任用職員が休暇を取得する際、年次有給休暇の残日数を誤認し欠勤の時間数を過大に申し出たが、その誤りに気付かず、報酬の支払いが1,183円過少となっていた。
健康福祉部の 出先機関（機 関名非公表）	注意	件名	施設入所に係る負担上限月額算定の誤り
		内容	健康福祉部の出先機関は、令和元年度の施設入所の利用者負担認定事務において、上限月額の算定を誤り1件416,400円の返還金が発生した。
東部農林事 務所	注意	件名	用地取得関係書類の紛失
		内容	東部農林事務所は、用地取得に関わる交渉相手1名から受領した個人情報を含む用地取得関係書類計11通を紛失した。
工科短期大 学校	注意	件名	会計書類の紛失
		内容	工科短期大学は、職業訓練費負担金の調定票及び現金払込調書兼領収書各1件を紛失した。
交通基盤部の 出先機関（機 関名非公表）	注意	件名	不適切な個人情報の取扱い
		内容	交通基盤部の出先機関の職員が、管内の道路事業に関する65件の個人情報を含む一覧表を添付したメールを上司に無断で私用のメールアドレスに送信する際に、誤ったメールアドレスに送信したため、個人情報が流出した。 流出した情報は、道路事業に係る路線名、箇所名、工事担当者名、事業費、工事費、工期、用地関連情報（氏名、企業名、土地の所在地）等であった。
人事委員会 事務局職員 課	注意	件名	静岡県職員採用試験における試験問題の誤配付
		内容	人事委員会事務局職員課は、令和3年6月20日（日）に実施した静岡県職員採用試験（大学卒業程度）のうち神奈川会場の行政Ⅱの試験において、「総合能力試験①」の試験問題を配付すべきところを、別の試験問題を配付した。
沼津東高等 学校	注意	件名	会計年度任用職員の社会保険に係る不適切な事務処理
		内容	沼津東高等学校は、令和2年4月1日に任用した会計年度任用職員が、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当するにもかかわらず、全国健康保険協会及び日本年金機構に必要な届出を行っていなかった。
掛川西高等 学校	注意	件名	会計年度任用職員の年次有給休暇付与日数の誤り及び非常勤職員の年次有給休暇請求簿の記載誤り
		内容	掛川西高等学校は、令和2年4月1日に任用した会計年度任用職員に対する年次有給休暇の付与に際し、平成31年度分の年次有給休暇残日時を繰り越さなかったため、付与日数に誤りが生じた。 また、別の非常勤職員が平成31年度に年次有給休暇を請求する際、請求簿の期間及び残時間数を誤って記載し請求したが、同校は、請求を承認する際、その誤りに気付かず、当該職員の年次有給休暇請求簿の残時間数の記載が過少となっていたため、当該職員がその後に休んだ際に、同校は年次有給休暇が残っているにもかかわらず、欠勤と処理していた。このため、当該職員に対して非常勤職員報酬等の支払いが7,678円過少となっていた。

3 意見 22 件

(1) 事務事業 22 件

監査箇所	区分	概要	
危機管理部 危機情報課	意見	件名	静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」活用への取組
		内容	<p>静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の提供手段の多重化、地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援などを目的として令和元年6月から運用されています。その後、機能の拡充に取り組み、令和元年度には外国人県民に向けて多言語化を行い、令和2年度には自主防災組織の災害対応力の強化を図るため「地域防災力見える化システム」を構築し、避難所における感染症対策として非接触型避難所運営支援機能等を追加しています。</p> <p>しかし、自主防災組織において、「地域防災力見える化システム」を実際に活用できる体制が構築されておりません。非接触型避難所運営支援機能についても、防災訓練で活用した市町が有効性について確認していますが、実際の活用は避難所を運営する各市町の取組にかかっており、十分な活用が行われていない状況です。また、外国人県民の利用実態も明らかになっていません。</p> <p>防災アプリは、災害時における防災情報伝達手段に留まらず、自助・共助の取組強化など、平常時に防災対策を講じる上での有効なツールであると考えます。</p> <p>近年の台風や土石流等の災害の状況を踏まえ、県は市町や自主防災組織、多くの県民に対し、本アプリの機能の有用性を周知し、より一層利用者の拡大を図ってください。</p> <p>特に、自主防災組織については、市町と連携して、全ての自主防災組織で活用できるよう早急に取り組んでください。</p> <p>あわせて、多言語化したアプリの外国人県民による利用状況を把握・分析するとともに、様々な方法で外国人県民の利用拡大に取り組んでください。</p>
危機管理部 原子力安全対策課	意見	件名	原子力発電所の安全対策への取組
		内容	<p>平成28年3月に県が策定した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」の実効性の向上を図るため、避難先となる県内市町及び県外避難先12都県、349市区町村と協議を進めるなど、関係11市町の避難計画の策定を支援した結果、令和元年度末までに9市町の避難計画が策定されていますが、藤枝市と焼津市の両市については避難計画が未策定の状況です。市町の避難計画が未策定の状況では住民の円滑な避難につながらないおそれがあることから、早急に避難計画を策定するよう両市の支援をしてください。</p> <p>社会福祉施設の避難計画策定については、令和2年度よりガイドライン作成に向けた検討が行われ、本年度にはガイドライン作成が予定されており、今後早期の避難計画の策定を支援してください。一方で、医療機関の避難計画の策定については、受入施設の確保や搬送手段などの課題があり遅れているということではありますが、広域避難計画と同様に計画がなければ円滑な避難ができないおそれがあることから、早急にガイドラインを作成し、避難計画の策定に向けた支援に取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経営管理部 行政経営局 人事課	意見	件名	職員のコンプライアンス対策の推進
		内容	<p> 県では令和2年度に、コンプライアンス通信の発行や各職場等でのハラスメント防止職員研修の実施に加え、「ハラスメント防止指針」や「懲戒処分基準」の改正などにより、職員のハラスメント未然防止意識の醸成に取り組んでいます。 </p> <p> ハラスメント相談件数は令和2年度は23件と毎年増加していますが、ハラスメント発生件数の増加や制度周知により相談しやすくなったことなどが想定されます。 </p> <p> 寄せられたハラスメント相談には、相談案件に適切に対応することで着実な事案の解決に努めるとともに、相談内容の傾向を分析し状況を適切に判断することでハラスメントのない職場環境づくりに取り組んでください。 </p> <p> 交通事故防止対策については、令和2年度の公務上の交通事故の発生件数は70件と、前年度より8件減少しているものの、平成28年度の37件と比較した場合には高止まりしています。 </p> <p> 交通事故発生件数のうち駐車場・構内での事故が4割を占めているため、ソフト対策として運転技能講習の実施、ハード対策として総合庁舎駐車場・構内の改善など具体的な取組を出納局等関係部局との連携により実施しています。 </p> <p> 駐車場等での事故については、職員が運転に集中するなどの意識改革や運転技術の向上で無くしていくことが可能であります。また衝突被害軽減ブレーキ等安全運転支援装置搭載の車両を早期に導入することで、より事故を無くすことが可能となります。 </p> <p> 交通事故は県職員の信用失墜につながるものであるため、早期に交通事故ゼロの達成を目指して、引き続き出納局等関係部局との連携によるソフト対策及びハード対策により効果的な交通安全対策に取り組んでください。 </p>
暮らし・環境 部政策管理 局企画政策 課	意見	件名	移住・就業支援事業費補助金の活用促進
		内容	<p> 「県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数」の推移を見ると平成28年度は、787人であったが、29年度1,070人、30年度1,291人、令和元年度は、1,283人、令和2年度は1,398人と着実な増加が見られ、令和2年度はコロナ禍で人流が制限される中、移住者数が増加しており、移住・定住施策の一定の成果が認められます。 </p> <p> こうした中、昨年度「移住・就業支援事業費補助金」について、制度の更なる活用促進について意見を出したところ、国への補助要件の緩和要望や経済産業部と連携した同補助制度対象企業の掘り起こしを行うなど、制度の利用拡大に取り組まれました。しかし、当初予算では国が期待する移住者数や市町の要望等を踏まえ200件を想定して予算計上したものの、同補助金の交付件数は25件に留まっています。 </p> <p> 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターが調査した「2020年移住希望地ランキング（窓口相談者）」で1位になるなど、本県への移住が今後更に増加することが期待される中、「移住・就業支援事業費補助金」は有効な補助制度であると考えられます。 </p> <p> 引き続き様々な機会を通じて移住定住希望者へ情報発信するとともに、経済産業部と連携して、補助制度対象企業の登録数の増加に努めてください。さらに、市町に対して本制度を有効に活用して移住を促進するよう働きかけるとともに、今後も国に対して補助要件の緩和を要望し、制度を活用した移住が増えるよう取り組んでください。 </p>

監査箇所	区分	概要	
<p>くらし・環境部 県民生活局 くらし交通安全課</p>	意見	件名	通学路防犯カメラの新規設置の促進
		内容	<p>「通学路防犯カメラ設置事業費補助金」は、国の登下校防犯プランに基づく通学路緊急点検等の結果に基づき「見守りボランティアの配置がない」などの危険箇所に関防犯対策を促進するため交付されています。通学路防犯カメラの設置に関する補助制度を設置していないなど、点検結果で防犯対策が必要となった箇所への対策が未実施となっている市町があります。</p> <p>防犯対策が未実施の市町に対し、本事業を活用し防犯対策を推進するよう取り組んでください。</p> <p>また、早急に本事業における防犯カメラの設置効果を調査し、その結果を市町等へ周知することにより、通学路防犯カメラ設置の効果を広め、市町における防犯カメラの設置につなげてください。</p>
<p>くらし・環境部 環境局 環境ふれあい課</p>	意見	件名	自然ふれあい施設の適正な管理・運営
		内容	<p>「県民の森」については、令和2年度に策定予定の再整備計画において、施設の状況を精査し、費用対効果を踏まえた施設のあり方を検討するよう意見を付したところであります。</p> <p>これを受け、令和3年5月に策定された「自然ふれあい施設再整備計画」では、県民の森は「管理の重点化及び県主体の機能維持」の方針が示され、老朽化施設の更新・撤去による維持管理経費の削減や次期指定管理者とともに利用促進策に取り組む等の改善策が示されましたが、施設集約の具体的な計画や利用者の目標数が示されていません。</p> <p>再整備計画の実現に向けて具体的な目標や計画を立て、地域や市町と連携して民間活力の導入などにより利用者の拡大や情報提供に積極的に取り組んでください。</p>
<p>スポーツ・文化観光部 総合教育局 私学振興課</p>	意見	件名	私立幼稚園教員人材確保支援事業費補助金の適正な予算執行
		内容	<p>私立幼稚園において、給与改善が十分に進まず、教員の確保に苦慮していることから、私立幼稚園の人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対して補助金を交付しています。</p> <p>令和2年度の当初予算額は、対象となる幼稚園の意向調査を基に過去の給与改善率を踏まえて62,000千円を計上していましたが、決算額は9,654千円となり、執行率は15.6%という状況でした。</p> <p>限りある予算を有効的に活用するため、ニーズや給与改善の実効性を的確に把握し適正な予算額となるよう取り組んでください。</p> <p>また、補助金交付を受けた園では、3%以上の給与改善につながっているなど本事業における効果は確認できておりますので、補助金の要望をした園が、要望に留まることなく補助金の交付を受け、実際に給与改善を実施できるよう、対象となる園への丁寧な説明と事務的な支援に取り組んでください。</p> <p>あわせて、事業の目的である教員確保に対して給与改善がどのような効果があるのかなど事業効果の把握に努め、私立幼稚園における処遇改善を促進してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
スポーツ・文化観光部 観光交流局 観光政策課	意見	件名	観光デジタル情報プラットフォームの利活用
		内容	<p>個人旅行化の進展や、インターネットを活用した観光情報の収集が一般的となる中、観光施設や体験情報、統計情報のほか、属性（年齢・性別等）や位置情報、ログデータに基づいた有効な情報を、旅行者に対して発信するとともに、蓄積したデータのオープンデータ化や、観光関連事業者への有益なマーケティングデータとしての提供により、誘客や収益の拡大、観光産業の活性化を目的とした観光デジタル情報プラットフォームを令和2年度に構築しました。</p> <p>令和2年度中に、県観光協会のウェブサイト「ハローナビしずおか」のデータを中心にデータを登録していますが、プラットフォーム機能をより強化し効果的なものとするには、より多くのデータ登録や観光ウェブサイト等との連携が必要となるので、各市町や観光協会等にデータ連携のメリットを丁寧に説明して、連携を促進し、データ登録数を増やすなど基盤の強化・充実を図ってください。</p> <p>また、観光情報を提供しながら、利用者の属性データや位置情報等の動的データを取得することを目的とした観光情報アプリを開発し、令和3年3月から一般にリリースしています。観光デジタル情報プラットフォームへの情報の蓄積、アプリの情報提供機能の強化を図るには、より多くの人に利用してもらうことが肝要でありますので、ダウンロード数の増加のための仕組みづくりとアプリの利用促進に積極的に取り組んでください。</p> <p>加えて、非接触型で手ぶら観光を可能とする顔認証技術を生かした決済サービスの実証事業を実施し、売上件数166件、売上額30万円程度の利用があり、便利だという評価もありましたが、コスト等の課題も明確になっています。令和3年度も引き続き実証事業を続けるということであるので、先進的な取組を一過性のもので終わらせることなく、成果に結びつけるよう取り組んでください。</p>
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課	意見	件名	介護人材の確保
		内容	<p>「介護人材育成事業」は、介護事業所に直接雇用を行う事業であり、その有効性を確認し、実効性の高い事業とするため、昨年度の意見で、直接雇用後の定着状況を把握するよう求めております。</p> <p>これを受けて、令和2年度に平成28年度から令和元年度までの全雇用者に対して就業状況調査を実施し、定着状況や離職の理由等を確認し、定着率82.1%と一定の有効性があることと改善点を分析しています。</p> <p>しかし、本調査は雇用者からの分析には適していますが、回答率が37%であることから、定着率を正確に表しているとは言えない状況にあります。</p> <p>本事業で直接雇用した事業所に対して就業調査を行うことで、より正確な定着率が把握できるので、早急に調査を行い、改めて事業効果を確認し、実効性の高い事業に取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課	意見	件名	介護分野ICT化等事業費助成の有効活用
		内容	<p>介護分野におけるICT化の導入は、業務の効率化による介護職員の身体的・精神的な負担軽減を図ることで、離職防止、職場定着を促進することを目的に進められており、平成30年度より介護分野ICT化等事業費助成に取り組み、導入する事業所も増えています。</p> <p>機器導入の成果をホームページで情報提供しているということですが、本事業は職員の職場定着が目的でありますので、機器導入後の職員の定着率を調べることで導入効果を把握し、事業の一層の推進に活用してください。</p> <p>また、9月補正予算で新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に、移乗介助機器等を導入するため、事業所の需要調査に基づき2億6千万円の増額を行っています。</p> <p>しかし、本事業が地域医療介護総合確保基金を活用していたため、国の協議に時間を要し、12月に申請を受付することになりました。このため多くの事業所が申請することができず、45台、3,056万6千円の申請にとどまり、約2億円の不用残が発生するなど、事業効果が見込まれません。</p> <p>国の協議の遅れもありますが、予算成立後早期に申請ができるよう取り組むべきであるので、今後は予算を有効に活用できる事業執行に努めてください。</p>
健康福祉部 こども未来局 こども未来課	意見	件名	保育士・保育所支援センターにおける保育士確保対策
		内容	<p>保育士確保対策において、保育士の資格を持ちながら働いていない方、いわゆる潜在保育士の活用が重要になってきています。</p> <p>「保育士・保育所支援センター」は、「離職保育士届出制度」による潜在保育士の掘り起こしや潜在保育士と保育所とのマッチングを行っており、センターにおける新規求職登録が新規求人登録を上回るなど一定の成果をあげています。しかし、令和2年度には、新規求職登録は増加したものの、そのうち潜在保育士は590人で前年度より32人減少しています。</p> <p>センターの有効性を潜在保育士や保育所に対して周知していくことで、潜在保育士の登録や保育所からの求人が伸びていくと考えます。</p> <p>ついては、就職に結び付けるよう、マッチングを増やし、その成果を積極的に情報提供するとともに、潜在保育士の一層の掘り起こしを行い、保育士の確保に努めてください。</p>
健康福祉部 医療局 医療政策課	意見	件名	静岡県地域医療介護総合確保基金の運用
		内容	<p>静岡県地域医療介護総合確保基金は、令和2年度においては、全額が預金により運用されています。一方、令和元年度末の同基金の残高は、123億9,582万余円となっており、その一部については、すぐに取り崩して事業に充てることが予定されておらず、残高の一部を国債等により運用することとすれば、より多くの運用益を確保することができたと考えられます。</p> <p>本基金の管理に当たっては、できるだけ多く運用益を確保し、本基金を活用して行われる事業に充てることのできる資金を確保することが望まれます。引き続き、できるだけ多くの資金を国債等により運用し、運用益を確保するように努めてください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課	意見	件名	ふじのくにICT人材育成事業の有効活用
		内容	<p>AI・ICT人材の圧倒的な不足に対応し、高度な知識と技術を持つ人材を確保・育成するため、ふじのくにICT人材育成事業において、県内にICT企業を誘致するICT関連産業立地事業費補助、高度な支援体制を有する企業を誘致するコワーキングスペース設置事業費補助等の事業に取り組んでいます。</p> <p>「ICT関連産業立地事業費補助金」は、令和2年度に5件の交付実績があったものの、交付実績は当初予算の6割減となっています。</p> <p>また、「コワーキングスペース設置事業費補助金」は交付実績がありませんでした。</p> <p>「ICT関連産業立地事業費補助金」では、新規の現地雇用16人、県内高等教育機関やDX（デジタルトランスフォーメーション）の地域コンソーシアムに参画し県内企業との協業に取り組むなど効果が発現しています。</p> <p>首都圏に集中するICT人材を誘致することは、本県のICT化の推進に重要であるため、移住促進事業を行うくらし・環境部や、誘致企業への働き掛け等東京事務所と連携し、補助要件を満たす企業に本県に関心をもってもらい、ICT関連企業の進出が進むよう補助制度の有効活用に努めてください。</p> <p>また、予算額の1/3以上を減額補正した上で、多額の不用残を残していることから、執行状況等を適切に把握し、精度の高い積算と適切な減額補正を行うことで、実態に合わせた予算となるよう取り組んでください。</p>
経済産業部 就業支援局 労働雇用政策課	意見	件名	中小企業におけるテレワーク導入の推進
		内容	<p>中小企業のテレワークの導入については、中小企業が機器整備や労務管理、セキュリティ対策などの幅広い課題を自己解決することは困難であるため、セミナーや機器体験会等を行う「テレワークの導入促進事業」に取り組んでいます。</p> <p>また、「テレワーク等導入研究業務委託」で行った、テレワーク導入に当たっての課題の抽出と対応の調査・分析では、39%の中小企業がテレワークに何も取り組むことが出来ていないなど、導入が進まない状況であります。</p> <p>令和2年度に開催したセミナー等には、延べ73人が参加しましたが、参加者のテレワーク導入状況の把握がされておらず、事業の効果が確認できない状況です。</p> <p>労働環境の改善と生産性の向上に大きなメリットがあるテレワーク導入を促進するには、中小企業がおかれている現状や課題を把握し、テレワークの導入のメリットをしっかりと伝えていくことが必要です。</p> <p>については、テレワークの導入促進について、商工業局と連携して、デジタル化の対応が進まない中小企業の実態をしっかりと把握したうえで、中小企業がテレワーク導入を行えるよう環境づくりの支援に取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
経済産業部 農業局お茶 振興課、農業 ビジネス課	意見	件名	ChaOIプロジェクトの取組
		内容	<p>令和2年の荒茶生産量は、コロナ禍で需要の減少を見通し全国的に減産しましたが、本県の実産量は全国のその36%を占め、2位の鹿児島県とは1,300トンの差でかろうじて首位を堅持した一方、令和元年の茶産出額は前年比18.5%減の251億円で、鹿児島県を1億円下回り、記録が残る昭和45年以降初めて全国2位となりました。</p> <p>リーフ茶の需要減少、荒茶の価格低迷、担い手不足などに対応するため、静岡茶の消費拡大やドリンク原料などへの生産構造の転換に取り組んでいますが、官民の総力を結集して本県茶業を再生するため、令和2年にChaOIフォーラムを立ち上げ、ChaOIプロジェクトを推進しています。</p> <p>令和2年度は、ChaOIプロジェクトでは、お茶に含まれる成分の機能性に着目した研究開発の推進や新商品の開発、海外への販路開拓に取り組んでおり、乗用型防除機自動操縦システムなどスマート農業技術は、実証事業により一定の効果をj確認しています。これらを更に進めていくためには、基盤整備を加速し、スマート農業技術の普及に努め、生産性を向上することが重要です。</p> <p>あわせて、中山間地では茶園の荒廃農地化を防ぎ、担い手への集積を進め、茶園を維持することも生産量の確保のためには重要であると考えます。</p> <p>ChaOIプロジェクトの出口戦略、ICTを活用したスマート農業技術の普及と基盤整備、荒廃茶園対策の担い手支援、お茶の質の向上等、総合的な対策により本県の茶業の再生に努め、質・量ともに日本一を目指して取り組んでください。</p>
経済産業部森 林・林業局林 業振興課	意見	件名	林業を支える人材の確保・育成
		内容	<p>林業における新規就業者の3年定着率は約60%と低く、森林技術者を育成し、林業経営体の経営改善を図り、林業への定着を目的として「森林技術者育成事業」において、森林技術者研修、経営体における生産性向上及び森林技術者の就労環境整備のための研修に取り組んでいます。</p> <p>また、森林技術者の離職理由の1つとして、所得が低いことが課題となっています。本事業では、生産性を向上させ生産コストを下げることで所得向上につながるとしています。</p> <p>本事業による所得向上に対する成果を確認するため、森林技術者の所得を把握・分析して事業に反映させてください。</p> <p>あわせて、人材定着を一層進めるため、新規就業者の定着率など、具体的な指標を定めて取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 建設経済局 工事検査課	意見	件名	建設工事等の安全対策の取組
		内容	<p>交通基盤部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成30年度は50件でしたが、「交通基盤部工事事故防止行動計画」により、令和元年度は36件と減少したものの、令和2年度は52件と増加しました。工事事故をなくすには、現場に従事する建設業者等の安全に対する意識を高めることが今まで以上に必要であります。</p> <p>また、業務委託については、昨年度同様に全体事故件数の約3割を占めており、広範な業務委託に対応した事故防止対策が求められます。</p> <p>一方、県全体に目を向けると、経済産業部における業務委託及び工事の事故発生件数は、平成30年度に19件、令和元年度は18件、令和2年度は9件と減少していますが、工事事故をなくすため、引き続き、他部局等においても、建設工事等における有効な事故防止対策を行うことが求められています。</p> <p>このことから、本県の業務委託及び工事における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、交通基盤部工事事故防止行動計画の取組を充実させるとともに、安全講習会、安全パトロール等を通じて現場の安全意識を高め、引き続き他部局等と主導的に連携し、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>
交通基盤部河川砂防局河川企画課、土木防災課	意見	件名	河川災害における総合的な対策の推進
		内容	<p>交通基盤部では、令和元年10月の台風19号（東日本台風）等による被害を踏まえ、市町が行う洪水ハザードマップ作成に対する支援として、洪水予報河川・水位周知河川以外の473河川（令和元年12月時点）における「浸水が想定される範囲を示す図面」の作成を進めるとともに、要配慮者利用施設避難確保計画作成に向けた市町に対する支援を、危機管理部及び健康福祉部等と連携し行ってきました。</p> <p>今年度も全国各地で過去最大の降雨量を記録するなど水害は頻発化・激甚化しており、減災目標である「逃げ遅れによる人的被害をなくす」ためには、住民避難支援の強化・加速が必要となっています。</p> <p>このことから、国や市町、危機管理部等関係部局と連携しながら、令和3年度内に「浸水が想定される範囲を示す図面」等の作成を完了し、市町におけるハザードマップの作成を促進させるとともに、要配慮者利用施設避難確保計画の作成率100%の達成に向け、引き続き取組を促進させてください。</p> <p>また、国は、気候変動による降雨量の増加に対応するため、これまで実施してきたハード整備等の対策を一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に係わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」への転換を推進することとしています。これを受け、交通基盤部では、重点的に河川整備を進める二級河川36水系における「流域治水プロジェクト」の策定や、令和元年台風19号（東日本台風）などで浸水被害が発生した14地区における「水災害対策プラン」の策定を進めているところです。</p> <p>国、市町、庁内関係部局等と連携して、これらの策定作業を着実に進め、本県における「流域治水」の取組を一層推進してください。</p>

監査箇所	区分	概要	
交通基盤部 港湾局漁港 整備課	意見	件名	福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善
		内容	<p>交通基盤部では、福田漁港の「港口埋没対策」と浅羽海岸の「侵食防止対策」を目的として、国内初の「固定式ジェットポンプによるパイプライン輸送方式」のサンドバイパス事業を実施しており、平成26年度より試験運転を開始し、平成27～28年度には年間土砂輸送量8万m³を実証するなど大きな成果をあげてきました。</p> <p>しかし、通常運転が開始された令和元年度以降、台風や豪雨により大量に発生した流木等阻害物の影響が顕著に現れるようになり、目的達成のために必要な土砂輸送量が年間8万m³のところ、年間2万m³台の土砂輸送量に留まっていることから、本来期待される効果を発現できていない状況となっています。</p> <p>これまでも土砂輸送量の回復を目指し、ジェットポンプの運転方法の見直しや流木等の漂着物の除去等を実施してきましたが、令和3年度からは土中に埋没している流木等阻害物の除去作業に取り組むとともに、水産庁及び（一財）漁港漁場漁村総合研究所と抜本対策の検討に向けた協議を開始したところです。</p> <p>年間8万m³の土砂輸送量を早期に回復するとともに、今後、安定的な運用や土砂輸送量となり本来の効果を発揮し、「港口埋没対策」と「侵食防止対策」の目的を達成できるよう、国と連携した恒久対策に早急に取り組んでください。</p>
教育委員会 事務局教育 政策課	意見	件名	ICT教育の推進
		内容	<p>教育委員会では「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進し、新しい時代に必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を有する人材を育成するため、ICTを効果的に活用した授業の実現に向けた取組を推進しており、その一環として県立学校への各種機器の整備が進められています。</p> <p>国のGIGAスクール構想による補助により原則的に全普通科教室に無線LANアクセスポイントが整備されたことを受け、アクセスポイントが整備されなかった学校との間に整備環境の不均衡が生じていますので、どの学校においても同様の環境となるよう、かかる状況の早期の解消に努めてください。</p> <p>また、学習系ネットワークの通信速度向上のため、ローカルブレイクアウト（以下「LBO」という。）への切り替えが進められていますが、学校においてLBOによる通信が円滑に行われるよう、端末の設定の支援等に努めるとともに、データセンターを経由している校務系の回線のLBO化についても検討を進めてください。</p> <p>またICTを活用する環境整備が概ね終了し、これからはICTを授業で有効に活用することが求められます。新ビジョン等で目標に掲げている「授業中にICTを活用して指導できる教員の割合」は令和2年度の速報値で65.7%と、目標値の75%に比べて低い状況にありますので、早期に目標を達成するよう取り組んでください。</p>

監査箇所	区分	概要	
教育委員会 事務局 教育総務課、 教育政策課、 教育厚生課、 義務教育課、 高校教育課、 特別支援教育課	意見	件名	教職員の健康の保持増進
		内容	<p>教育委員会では令和元年度から3年度を期間とする学校における業務改革プランにおいて、長時間勤務を是正することによる「教職員の心身の健康の保持増進」を目指しています。同プランにおける目標指標のひとつである「精神疾患による30日以上の特例休暇及び休職者の在職者比率」について見ると、令和2年度の各校種における実績値が期間最終年度である令和3年度の目標値である0.6%を上回っていますので、目標が達成されるよう努めてください。</p> <p>また、令和2年度から校務用パソコンのログイン・ログアウト時刻等を出勤簿に反映する勤務時間管理システムが全ての県立学校で運用開始されました。これにより客観的に勤務時間を把握することが可能となり、長時間勤務削減の効果が現れているところですが、1か月当たりの時間外労働が80時間を超えた教職員で、医師による面接指導を受けたものが28名と少数にとどまっています。本データを活用し、より多くの職員が適切な指導を受け、心身の健康を保持できるよう取組を強化してください。</p>
教育委員会 事務局教育 総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>令和2年度の懲戒処分は25件となり記録が残る平成8年度以降最多となっています。特に児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は平成29年度に1件だったものが平成30年度に6件、令和元年度および令和2年度に7件と高止まり傾向にあり、教育委員会では児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止を最重要課題として対策に取り組んでいるところです。</p> <p>その一環として生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員や児童生徒、保護者に周知することとしています。学校現場における取組が不十分なところも見受けられます。不祥事を根絶するには学校現場の教員の意識改革が大事ですので、各学校に対し当該取組を徹底するよう指導し、教育委員会が一体となって不祥事防止に取り組んでください。</p> <p>また、酒酔い・酒気帯び運転、無免許運転、著しい速度超過等の「交通事犯」で懲戒処分となったものが平成30年度に8件、令和元年度に10件、令和2年度に8件となっています。これらは教職員に対する県民の信用を失墜させるものですので、交通事犯の根絶についても継続して取り組んでください。</p>

3 随時監査・臨時監査

(1) 監査実施状況

ア 随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

<財務会計監査>

出先機関について、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで18箇所を実施しました。

また、定期監査や財政的援助団体への監査の効果を高めるため、補助金等に係る不適切な事務手続等の事案を対象に監査を行い、2箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査を行い、2箇所を実施しました。

イ 臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、3箇所を実施しました。

ウ 総括表

(単位：箇所)

区分	令和3年度 (A)				令和2年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事部局	(7) 7	(0) 2	(1) 1	(8) 10	(11) 11	(2) 4		(13) 15	(Δ4) Δ 4	(Δ2) Δ 2	(1) 1	(Δ5) Δ 5
企業局												
がんセンター局												
議会事務局	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(9) 9		(2) 2	(11) 11	(10) 10		(2) 2	(12) 12	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4			(4) 4	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
計	(20) 20	(0) 2	(3) 3	(23) 25	(25) 25	(2) 4	(2) 2	(29) 31	(Δ5) Δ 5	(Δ2) Δ 2	(1) 1	(Δ6) Δ 6

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

工 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和3年度 (A)				令和2年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査 (事務 事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事直轄組織												
危機管理部												
経営管理部												
暮らし・環境部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
スポーツ・ 文化観光部	(1) 1			(1) 1	(2) 2			(2) 2	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
健康福祉部					(2) 2			(2) 2	(Δ2) Δ 2			(Δ2) Δ 2
経済産業部	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(5) 5	(1) 2		(6) 7	(Δ1) Δ 1	(Δ1) Δ 1		(Δ2) Δ 2
交通基盤部	(1) 1	(0) 1	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(1) 2		(2) 3	(0) 0	(Δ1) Δ 1	(1) 1	(0) 0
出納局												
企業局					(1) 1			(1) 1	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
がんセンター局												
議会事務局	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(9) 9		(2) 2	(11) 11	(10) 10		(2) 2	(12) 12	(Δ1) Δ 1		(0) 0	(Δ1) Δ 1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4			(4) 4	(Δ1) Δ 1			(Δ1) Δ 1
計	(20) 20	(0) 2	(3) 3	(23) 25	(25) 25	(2) 4	(2) 2	(29) 31	(Δ5) Δ 5	(Δ2) Δ 2	(1) 1	(Δ6) Δ 6

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施箇所数	20箇所	2箇所	3箇所
指摘等の箇所数	0箇所	0箇所	3箇所

(イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査				
臨時監査	2		1	3
計	2		1	3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(78ページ)を参照してください。
監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和3年度の件数は2件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(37ページ)のとおり)

(ア) 臨時監査

a 指摘(2件)

- ・ 特定個人情報の不適切な取扱い(県立高等学校:校名非公表)
- ・ 財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理(公共用地課)

b 意見(1件)

- ・ 実業高校における備品の安全管理(高校教育課)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和3年度に指摘等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘及び意見に係る報告内容は県公報に掲載しました。

このうち、指摘(2件)を行った2機関の改善措置状況は、64ページから65ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[臨時監査]

1 指摘 2 件

監査箇所	区分	概要	
県立高等学校（校名非公表）	指摘	件名	特定個人情報の不適切な取扱い
		内容	高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から県教育委員会への書類発送の過程で特定個人情報が記載された用紙（1人分）を紛失した。
交通基盤部建設経済局公共用地課	指摘	件名	財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理
		内容	交通基盤部建設経済局公共用地課は、事務の進捗管理等が十分でなく、財産売払事務4件及び測量法に基づく事務180件につき、事務処理の放置及び文書の紛失など不適切な事務処理を行った。

2 意見 1 件

監査箇所	区分	概要	
教育委員会事務局高校教育課	意見	件名	実業高校における備品の安全管理
		内容	<p>実業高校では、使用方法を誤ると危険な状態が発生しうる備品を多数保有しており、近年備品の不適切な使用を原因とする事故が発生しています。令和元年度には、備品を使用した実習の作業手順、注意事項等の指導に用いる「実習指導書」等が安全の確保のための注意事項を網羅していなかったことや教員が安全の確保のための注意事項を遵守していなかったことを原因とする事故が発生しており、実業高校における安全対策が十分とはいえない状況となっています。</p> <p>一方、試験研究機関、浜松技術専門校等では、備品の使用に関して、安全規程等を設けるとともに、必要に応じて、備品毎のマニュアル等を作成し、備品使用者にこれらの遵守を求めることで、安全を確保しています。</p> <p>このため、教育委員会において、実業高校における統一的な安全対策の仕組みを早急に整備し、学校及び教員の安全管理に対する意識を高めるとともに、生徒の安全対策の必要性に対する理解を深めるため、全ての実業高校に対して、以下の取組を行ってください。なお、高校教育課において、統一的な取組となるよう、現場の意見を取り入れつつ、「実習指導書」の作成に当たっては、必要な助言、支援等を行い、内容を確認してください。</p> <p>ア 「実習指導書」の遵守を安全対策の基本に位置づけること。</p> <p>イ 「実習指導書」は、実業高校の生徒は、ほとんど実務経験がなく、より丁寧で具体的な安全管理に係る教育が必要であることを踏まえ、備品を使用する際の安全確保のための注意事項をもれなく記述すること。</p> <p>ウ 学校・教職員（非常勤講師等を含む）に対して、「実習指導書」に記載された注意事項を遵守して生徒の指導にあたるよう周知徹底すること。</p> <p>エ 各備品に安全な使用に関する視認性の高い資料を掲示するなど、生徒の安全対策の必要性に対する理解を高めるための仕組みを作ること。</p>

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

各部局の主要事業において、その事業に要した委託料、補助金、負担金に焦点を当て、ヒアリングにより評価を行うことで監査を実施しました。

(イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目について、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ 施設の維持管理
- ・ 試験研究機関・実業高校等の備品の利活用等
- ・ 公用車の修繕状況
- ・ 高校のICT化の取組状況

* 結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ)件数」(16ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、16～18ページを参照してください。

(2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施しました。

* 3Eの視点から出先機関に対して実施した「実業高校等の備品の利活用等」の監査において確認された課題を踏まえ、「実業高校における備品の安全管理」として取りまとめ、本庁所管課に対して意見を出しました。意見の具体的な内容は37ページを参照してください。

また、その他の臨時監査の結果については、「3随時監査・臨時監査(2)指摘等の状況 ア指摘等の件数等(イ)件数」(36ページ)の「臨時監査」の結果として出されています。具体的には、36ページを参照してください。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和3年度は43箇所について実施しました。

ア 総括表

(単位：箇所)

区分	令和3年度(A)		令和2年度(B)		増減(A-B)	
	書面	委託	書面	委託	書面	委託
出資団体	17 (注2)	(17) [13]	18	(18) [12]	△ 1	(△1) [1]
補助団体	21	(21) [9]	19	(19) [15]	2	(2) [△ 6]
貸付団体			1	(1) [1]	△ 1	(△1) [△ 1]
指定管理者	5 (注2)	(5) [5]	3	(3) [2]	2	(2) [3]
計	43	(43) [27]	41	(41) [30]	2	(2) [△ 3]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、72ページを参照してください。
- 出資団体17箇所の内、11団体が補助団体、貸付団体又は指定管理者にも該当しています。また、指定管理者の内、2団体が補助団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和3年度(A)		令和2年度(B)		増減 (A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織			1	(1) [0]	△ 1	(△1) [0]
危機管理部	1	(1) [0]	1	(1) [0]	0	(0) [0]
経営管理部	1	(1) [0]			1	(1) [0]
くらし・環境部	1	(1) [1]	1	(1) [1]	0	(0) [0]
スポーツ・文化観光部	14	(14) [7]	18	(18) [14]	△ 4	(△4) [△ 7]
健康福祉部	2	(2) [2]	10	(10) [7]	△ 8	(△8) [△ 5]
経済産業部	16	(16) [9]	8	(8) [6]	8	(8) [3]
交通基盤部	7	(7) [7]	2	(2) [2]	5	(5) [5]
出納局						
企業局						
がんセンター局						
議会事務局						
各種委員会事務局						
教育委員会事務局、 教育機関						
警察本部、警察署	1	(1) [1]			1	(1) [1]
計	43	(43) [27]	41	(41) [30]	2	(2) [△ 3]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、72ページを参照してください。

ウ 監査箇所一覧

区分	団体種別	団体名	所在地	令和2年度所管課		
■出資団体		(出資率)				
		静岡県住宅供給公社	66.7%	静岡市	くらし環境・住まいづくり	
	(補・指)	公益財団法人 静岡県舞台芸術センター【県舞台芸術公園】	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策	
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポーツ文化観光・大学	
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポーツ文化観光・大学	
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策	
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション	
	(補・指)	公益財団法人 ふじのくに医療城下町推進機構【県医療健康産業研究開発センター】	100.0%	長泉町	経済産業・新産業集積	
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興	
		一般財団法人 静岡県労働福祉事業協会	99.8%	静岡市	経済産業・労働雇用政策	
		株式会社 エイ・ピー・アイ	39.0%	沼津市	経済産業・労働雇用政策	
	(補)	一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構	100.0%	沼津市	経済産業・農業戦略	
	(補)	公益社団法人 静岡県農業振興公社	50.0%	静岡市	経済産業・農業ビジネス	
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興	
	(補・指)	公益社団法人 静岡県畜産協会【県家畜共同育成場】	37.8%	静岡市	経済産業・畜産振興	
		静岡県土地開発公社	100.0%	静岡市	交通基盤・公共用地	
		静岡県道路公社	99.7%	静岡市	交通基盤・道路保全	
	公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター	81.0%	静岡市	警察本部・組織犯罪対策		
		(計 17箇所)				
■補助団体	①定期的・全県のかつ県事業代行機関					
	(指)	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会【県総合社会福祉会館】		静岡市	健康福祉・地域福祉	
	②私学経常費補助等定期的な学校法人					
	幼稚園	学校法人 とくのう学園		富士宮市	スポーツ文化観光・私学振興	
		学校法人 さくら学園		静岡市	スポーツ文化観光・私学振興	
		学校法人 藤岡学園		藤枝市	スポーツ文化観光・私学振興	
		学校法人 北浜学園		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興	
	幼稚園以外	学校法人 日本体育大学		浜松市	スポーツ文化観光・私学振興	
		②定期的でない事業費補助				
			静岡県文化プログラム推進委員会		担当課内	スポーツ文化観光・文化政策
			静岡県大型観光キャンペーン推進協議会		静岡市	スポーツ文化観光・観光振興
			静岡県漁業協同組合連合会		静岡市	経済産業・水産振興

(参考:出資)	③その他の定期的な助成団体			
	公益財団法人	静岡県市町村振興協会	静岡市	経営管理・地域振興
	公益財団法人	静岡県私立幼稚園退職基金財団	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	公益社団法人	静岡県職業教育振興会	静岡市	スポーツ文化観光・私学振興
	公益財団法人	浜松地域イノベーション推進機構	浜松市	経済産業・新産業集積
		静岡県職業能力開発協会	静岡市	経済産業・職業能力開発
		静岡県森林組合連合会	静岡市	経済産業・林業振興
	株式会社	遠州鉄道株式会社	浜松市	交通基盤・地域交通
	公益財団法人	静岡県消防協会	静岡市	危機管理・消防保安
	公益財団法人	静岡県スポーツ協会	静岡市	スポーツ文化観光・スポーツ振興
		ふじのくに子ども芸術大学実行委員会	静岡市	スポーツ文化観光・文化政策
	公益社団法人	静岡県山林協会	静岡市	経済産業・森林計画
		静岡県椎茸産業振興協議会	伊豆市	経済産業・林業振興
	(計 21箇所)			
■指定管理者 (補)	株式会社	静岡ビル保善株式会社【県産業経済会館】	静岡市	経済産業・商工振興
	公益財団法人	浜名湖総合環境財団【浜名湖プレジャーボート係留施設】	浜松市	交通基盤・港湾企画
	漁協	伊豆漁業協同組合 【稲取・妻良漁港内プレジャーボート係留施設】	下田市	交通基盤・港湾企画
	漁協	焼津漁業協同組合 【焼津漁港内プレジャーボート係留施設】	焼津市	交通基盤・港湾企画
		静岡県サッカー協会グループ【小笠山総合運動公園】	袋井市	交通基盤・公園緑地
		(計 5箇所)		
合 計	(計 43箇所)			

(注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体、(指)：指定管理者と重複して実施する団体

2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	43箇所
指摘等の箇所数	2箇所 (7.3%)

(イ) 件数

指摘	注意	意見	計
2			2

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(78ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和3年度の件数は7件です。

イ 指摘等の内容(詳細は別紙「指摘等の概要」(45ページ)のとおり)

(ア) 指摘(2件)

a 財務会計(2件)

- ・ 補助事業に係る不適切な経理(静岡県椎茸産業振興協議会)
- ・ 建設工事に係る不適切な事務処理(静岡県道路公社)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和3年度に指摘(2件)を行った2団体から、改善の措置状況の報告書が提出され、指摘に係る報告内容は県公報に掲載しました。

指摘(2件)を行った2団体の改善措置状況は、66~67ページに掲載しています。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[財政的援助団体等監査]

1 指摘2件

監査箇所	区分	概要	
静岡県椎茸産業振興協議会	指摘	件名	補助事業に係る不適切な経理
		内容	<p>静岡県椎茸産業振興協議会は、令和2年度静岡県しいたけ産業振興事業費補助金の実績報告書において、補助対象経費として認められない経費 200,000 円を計上し、また、決算における集計の違算 6,224 円に気付かず補助対象経費としていた。</p> <p>同協議会から事務を受託した静岡県きのか総合センター振興協議会の事務局長が補助事業費により取得したはがき 210 枚 13,230 円を私的に流用していた。</p> <p>これらにより当該補助金の交付金額が 84,289 円過大となっていた。</p>
静岡県道路公社	指摘	件名	建設工事に係る不適切な事務処理
		内容	<p>静岡県道路公社は、令和2年度に実施した高架下駐車場施設撤去設置工事において、担当者が、出来形不足にもかかわらず、変更設計書などの契約図書等を改ざんし契約額のまま支払を行ったため、支出が 33,000円過大となった。</p> <p>また、上司及び担当者は、監査に際し、契約図書等の改ざんを行った。</p>

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

令和2年度静岡県一般会計及び11 特別会計

イ 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年9月2日まで

ウ 審査の結果

令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

<p>a 健全な財政運営の堅持について</p>	<p>歳入決算額は、新型コロナウイルス感染症の影響により県税は減少したものの、国の支援である国庫支出金の増額等により一般会計全体では前年度に比べ14.3%増加した。</p> <p>県税の決算額は4,568億5,169万3千円であり、前年度決算額4,729億8,427万1千円に対しては、3.4%、161億3,257万8千円の減少であった。これは、消費税率引き上げにより地方消費税が増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の伸び悩み等により法人二税が前年度に比べ223億5,946万1千円減少(対前年度比△15.5%)したほか、令和元年10月施行の税制改正により、自動車取得税が廃止され、県税収入が減少したこと等によるものである。</p> <p>地方消費税清算金は1,632億7,873万9千円で、前年度決算額1,338億1,658万6千円に対し、294億6,215万3千円(同22.0%)の増加となった。これは、消費税率引き上げによるものである。国庫支出金は2,457億6,508万7千円で、前年度決算額1,209億5,701万3千円に対し、1,248億807万4千円(同103.2%)の増加となった。これは、新型コロナウイルス感染症関連事業実施等によるものである。</p> <p>県債は2,167億5,649万8千円で、前年度決算額1,674億7,875万3千円に対し、492億7,774万5千円(同29.4%)の増加となった。これは、県税収入の減少に伴う減収補填債の発行や国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業」への対応等に伴うものである。</p> <p>歳出決算額では、義務的経費については、前年度と比べ扶助費が5.7%増加したが、歳出全体に占める構成比は0.7ポイント減の9.4%となった。義務的経費全体でも1.2%の増加となったが、歳出全体に占める構成比は5.6ポイント減の44.9%となった。</p> <p>投資的経費については、前年度から16.1%の増加となったが、これは普通建設事業費のうち補助事業費が187億2,729万9千円(20.3%)の増加、単独事業費が59億3,280万7千円(7.5%)の増加となったこと等によるものである。</p> <p>また、その他経費は新型コロナウイルス感染症関連事業の増加などにより、前年度から31.8%増加し、歳出に占める構成比も38.2%と、5.2ポイント上昇した。</p> <p>次に、一般会計の県債残高についてであるが、新ビジョンの目標に設定している通常債の残高は、これまで着実に縮減が図られてきたが、前年度末より426億4,562万4千円増加し、1兆6,041億6,628万5千円となり、通常債残高の「上限1兆6,000億円程度」という水準の上限に達している。また、臨時財政対策債の残高は1兆1,660億5,243万5千円となり、前年度末より134億5,258万6千円増加した。</p> <p>県の財政構造を示す7つの指標を見ると、義務的経費比率、経常収支比率及び実質公債費比率は改善したものの、一般財源等比率、自主財源比率、財政力指数及び将来負担比率は前年度</p>
-----------------------------	--

	<p>に比べて悪化している。義務的経費比率は44.9%にまで減少したが、これは、扶助費や公債費の増加に対して、その他経費などの新型コロナウイルス感染症関連事業がそれ以上に増加したため、義務的経費比率の構成比が見かけ上減少しているためである。また、将来負担比率は目標値の範囲内を維持しているものの、悪化傾向が続いており、これらは、リーマンショック以来の危機的状況であるともいえる。</p> <p>財源不足については財政調整用の基金を取り崩すことによりこれを補っているが、取り崩しによる補填額は、令和3年度当初予算編成を踏まえた試算における見込み額120億円に対し、70億円となった。また、この試算の結果、令和3年度には155億円の財源不足が見込まれることとなった。</p> <p>上記の県債残高の状況、7つの指標の推移や財政調整用の基金の取崩しの状況等を勘案すると、財政状況は実質公債費比率18%未満、将来負担比率400%未満という新ビジョンの目標の範囲を維持しているものの、前年度より一層厳しい状況になっている。</p> <p>新ビジョンでは令和3年度までに財政調整用の基金に頼らない収支均衡を達成することを目標に掲げてきたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県税収入の大幅な減少等による財源不足の拡大により実現は厳しいことから、令和3年度に策定する新しい総合計画にあわせ、歳出構造の見直し、県債残高の縮減策などについて検討を進めることとしている。</p> <p>検討に当たっては、着実な県債残高縮減、アフターコロナを見据えた歳出の見直し、今まで以上の歳入確保などに努めることで、健全財政の堅持を図りたい。</p> <p>加えて、国から元利償還金の財源保障があり実質的な地方交付税として扱われているとはいえ、臨時財政対策債の残高が1兆1,600億円を超え、全体の県債残高の41.5%を占めるまでに累増していることから、国に対してはあらゆる機会を活用して、中長期的に安定的な税財源の構築、臨時財政対策債の廃止を含めた改革と償還財源の別枠での確保を強力に働きかけられたい。</p>
<p>b 収入未済額の縮減への取組について</p>	<p>収入未済額から徴収猶予等の措置をとったものを除いた実収入未済額が、平成22年度の205億6,785万2千円をピークに減少に転じ、令和2年度には、81億4,252万2千円と、6割を超えるまで縮減していることについて、その取組は評価できる。</p> <p>県税関係、県税関係以外のそれぞれの状況は次のとおりである。</p> <p>(ア) 県税関係</p> <p>県税に税外収入の加算金を加えた実収入未済額は、40億5,838万3千円となり、前年度に比べ16.8%、8億1,699万9千円の減少となり、県税全般で実収入未済額が削減された。特に個人県民税の減少額は5億3,610万6千円となっており、平成24年度から市町と協働で進めてきた特別徴収の徹底など、取組の強化に努めてきたことの成果と考えられる。</p> <p>また、個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成24年度以降の上記取組による滞納繰越額の減少もあって96.6%となり、前年度より0.5ポイント上昇した。収入率の全国順位は、34位と前年度から順位を上げたが、現在も全国平均96.9%は下回っている。県政運営の自主性を保持する上で県税の確保は重要な命題であり、特に個人県民税の徴収については、県職員の市町職員身分併任による短期派遣などにより、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。</p> <p>(イ) 県税関係以外</p> <p>令和2年度の実収入未済額は40億8,413万9千円で、前年度に比べ1.5%、6,158万2千円の減少となった。</p> <p>未済額の主なものは、中小企業高度化資金貸付事業等特別会計に係る貸付金償還金18億2,607万9千円、平成25年度に発生した不法投棄に係る産業廃棄物原状回復代執行費用返納金7億4,100万6千円のほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護費返還金、県営住宅に係る公営住宅使用料などである。</p>

	<p>県税関係以外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。令和2年度においては、債権管理マニュアルの活用や債権回収の外部委託の実施等の取組により、実収入未済額が縮減している債権もある一方で、医学修学研修資金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金など、新規未収金の発生により実収入未済額が増加しているものもあることから、引き続き、収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。</p>
c 事業繰越の縮減について	<p>翌年度への繰越しの状況は、一般会計で1,035億1,021万円、前年度比139.8%と増加し、特別会計については6億8,416万7千円で、前年度比180.8%と大幅に増加している。</p> <p>一般会計では、通常分が新型コロナウイルス感染症の影響からくる部品納入遅れ等による執行遅延などにより前年度に比べ17億5,362万2千円増加し、また、追加分（国補正や災害発生に伴う事業の繰越）も新型コロナウイルス感染症関連事業が切れ目なく実施されたことや「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業」等国補正予算の増加等により283億3,190万円増加している。</p> <p>通常分は事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。また、追加分は事業の早期着手、早期完了に向けて計画的な事業執行に努められたい。</p>
d 不用額について	<p>歳出予算における不用額は、一般会計では、367億8,049万5千円で、前年度比204.2%、187億7,063万9千円の増加となっている。また、特別会計では、227億1,710万円で、前年度比232.6%、129億4,926万9千円の増加となっている。</p> <p>一般会計の内訳の中で増加している主なものは、社会資本整備総合交付金事業費、新型コロナウイルス感染症対策事業費助成などである。</p> <p>また、特別会計の内訳で増加している主なものは、国民健康保険事業特別会計における保険給付費等交付金等の執行残などである。</p> <p>令和2年度の不用額は、一般会計、特別会計いずれも前年度の約2倍と大きく上回っている。その中には、新型コロナウイルス感染症関連事業など、2月補正時点の見通しが困難であったため実績と見込みに大きく差が出るなどやむを得ないものもあると思われる。</p> <p>一方で、当初予算計上事業など、実績を見込むことが可能な事業に関しては財源確保が困難な状況を踏まえ、財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、今まで以上に効率的な予算執行に努められたい。</p>
e 財務会計事務等の適正な執行について	<p>令和2年度定期監査等においては、事務放置による不動産取得税の著しい課税遅延など11件を監査結果として一番重い「指摘」としたほか、業務委託の不適切な契約、例月指導検査における注意事項等の多発等50件を「注意」とした。監査結果は「意見」「指導」を含めると全体で197件、前年度に比べ22件の減少となっている。</p> <p>しかし、財務会計に関わるものは、101件であり、前年度より51件増加している。これは、重点的に監査したAED（自動体外式除細動器）の管理に関するものが増加したほか、業務委託に係る不適切な事務処理等支出・契約に関するものが多数発生していたものである。</p> <p>令和2年度から新たな内部統制制度が開始され、各所属で正確な会計事務の大切さを認識し、リスクの選定、実効性のあるチェック機能等の強化を図っており、内部統制制度の推進部局である出納局においても、会計事務指導検査等による指導や財務会計に係る研修等の実施により、適切な事務処理が行われるよう取り組んでいる。</p> <p>このような中、財務会計の監査結果等が増加していることを踏まえ、担当者の資質の向上だけでなく、組織として事務の適正な執行を確保する体制づくりが重要である。</p> <p>内部統制制度が有効に働き、適正な事務処理が行われるよう、評価部局、各推進部局間で連</p>

	携を図りつつ、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化など継続的に取り組み、内部統制による適正な会計事務の執行に努められたい。
f 財産管理等 について	<p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、建物の取壊しに係る不適切な事務処理により「注意」となった案件が発生したほか、その他金券類の不適切な管理、AED（自動体外式除細動器）の不適切な管理などの事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって適切な管理に努められたい。</p> <p>一方で、県では、平成25年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、「総量適正化」、「施設の長寿命化」、「維持管理経費の最適化」、「施設の有効活用」の4本柱により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用する取組を行っている。未利用財産の売却については、平成30年度からの「県有財産の売却計画」において、5か年で55億6,516万8千円の売却を進めていくこととし、令和2年度は、18億7,158万3千円を売却し、売却計画に対する達成率は92.8%であった。未利用財産は境界確定の状況などにより売却時期が変動したり、計画外であっても新たに売却が可能となることもあるため、毎年度、最新の売却対象を整理した上で、今後も計画的かつ積極的に売却を進められたい。</p> <p>また、今後30年間の建替えや集約化等の管理方針及び対策に要する費用を記載した「個別施設計画（公共建築物）」を令和元年度に策定し、公共建築物の総量適正化と長寿命化の取組を計画的に推進することとし、特に「総量適正化」については、2049年度（R31）までの30年間で公共建築物の15%の削減を目標としている。</p> <p>令和2年度は、面積で92,667㎡を削減し、個別施設計画の管理目標に対する達成率は2.34%となっている。当該目標をできるだけ早期に達成するため、更なる削減に努められたい。</p> <p>加えて、長寿命化の取組により、建物劣化診断を実施し、今後の中長期維持保全計画の策定につなげていることから、県有施設安全性の確保と財政負担の軽減の両立に努められたい。</p>

(2) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

- 令和2年度静岡県工業用水道事業
- 令和2年度静岡県水道事業
- 令和2年度静岡県地域振興整備事業
- 令和2年度静岡県立静岡がんセンター事業
- 令和2年度静岡県流域下水道事業

イ 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年9月2日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか4事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、令和3年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

a 工業用水道事業	工業用水道事業は、大口受水企業の利用廃止に伴う給水収益の減少等により、当年度純利益が前年度比1億4,565万8千円（80.9%）の減益となったが、純利益3,441万1千円を確保した。
--------------	---

	<p>工業用水道別に見ると、7工業用水道のうち当年度に純損失を計上した工水は、大口受水企業の給水収益の減少の影響を受けた東駿河湾に加え、大口受水企業の利用廃止の影響を受けた富士川の2工水となっている。また、修繕料等の維持管理費の増加などにより純利益が前年度より減少した工水は、静清、中遠、西遠、湖西の4工水である。</p> <p>また、年間実給水量を見ると、7工水の合計で前年度比8,829千m^3 (5.3%) 減少した。今後も受水企業の利用廃止や事業規模の縮小、節水技術の向上等により、給水収益が減少する可能性があることに加え、老朽化する施設等の大規模な更新が必要となり、さらに厳しい経営状況が見込まれる。</p> <p>このような状況の中、「水道施設更新マスタープラン」に基づく「第5期長期修繕・改良計画」を踏まえた平成30年度から10年間の経営の基本計画である「経営戦略（第4期中期経営計画）」に基づき、計画的に事業を実施している。</p> <p>また、中堅・若手職員を中心とした「課題解決型タスクフォース」により、電力調達の改善、浄水場発生土の有効活用など、積極的なコスト削減や収益確保に取り組んでおり、その成果を県内市町等と共有し、コスト削減や収益増大に寄与するため、「創意工夫・コスト削減事例集」として公表している。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）」に基づいて、経費節減に取り組み、新たに創設した工業用水利用促進インセンティブ制度を活用し、新規顧客開拓に積極的に取り組むなど、更なる経営基盤の強化に努められたい。</p> <p>また、「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、着実に施設更新や耐震化を進められたい。</p> <p>② 急速に経営悪化した東駿河湾と富士川工水については、両工水の再編を含めた施設の効率的な運用について検討しているが、令和4年度の事業統合と料金改定に向け、ユーザーとの合意形成、関係機関との協議等を進め、できる限り早期に一体的な運用によるコスト削減と工業用水の安定供給を果たせるよう事業を進められたい。</p> <p>特に、富士川工水では、大口顧客の利用廃止等により給水収益が前年度と比較し約5割減少しており、給水収益を回復させるための顧客開拓に一層努められたい。</p> <p>③ 柿田川工水と駿豆水道の中央処理装置の整備に併せて、施工と維持管理の一括発注（ビルドメンテナンス）を行ったように民間的手法の導入を拡大させるなど、今後も「課題解決型タスクフォース」を中心に業務改善に取り組まれたい。</p>
b 水道事業	<p>水道事業は、当年度純利益が前年度比9,505万5千円 (8.1%)の減益となった。</p> <p>3水道事業のいずれも純利益を計上したが、榛南及び遠州は前年度より純利益が減少した。年間実給水量については、駿豆及び榛南は減少したが遠州は増加しており、当年度の3水道の合計実給水量は、前年度比1,203千m^3 (1.6%)の増加となった。</p> <p>黒字経営が継続しているが、今後、人口減少等の影響による水需要の低下や管路等の大規模更新を行うに当たっての費用の増加が見込まれている。</p> <p>また、最近、全国で想定を超える規模での自然災害が多発し、甚大な被害が発生している。水道事業は県民の生活を支える公共インフラであることから、災害発生後も速やかに安全・安心な水を供給することが求められている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「経営戦略（第4期中期経営計画）」に基づき、施設整備費の縮減、運営コストの削減など、更なる経費削減に取り組むとともに、受水市町の水需要等による経営環境の変化に対応できるよう、市町の意見を踏まえて計画の見直しを図られたい。</p>

	<p>② 「第5期長期修繕・改良計画」及び「第3期耐震計画」に基づき、施設の効率的な更新や耐震化を計画的に進めるとともに、受水市町と連携した訓練等を充実させるなど、災害や事故等の緊急事態に対応できる体制の確保に努められたい。</p> <p>③ 駿豆水道と柿田川工水の中央処理装置の整備に併せて、施工と維持管理の一括発注（ビルドメンテナンス）を行ったように民間的手法の導入を拡大させるなど、今後も「課題解決型タスクフォース」を中心に業務改善に取り組まれたい。</p>
<p>c 地域振興整備事業</p>	<p>地域振興整備事業は、レディーメード方式により整備した「富士山麓フロンティアパーク 小山」の最終区画が分譲され、セミ・オーダーメード方式により整備した「藤枝高田」のA工区の引渡し完了するなど順調に進んでいる。前年度同様に土地売却収益を出し、当年度は1億2,731万7千円の純利益をあげた。</p> <p>また、「藤枝高田」のB工区は令和3年度の引渡しを予定しており、同じくセミ・オーダーメード方式により整備を進めている「富士大淵」については、計画に沿って施工中である。</p> <p>さらに、工業用地開発可能性調査に対する助成や技術的支援などによる開発候補地の掘り起こしを市町と連携して進め、令和元年度に創設した「セミ・レディーメード」方式等による事業化を推進している。</p> <p>こうした状況を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 「富士大淵」については、令和4年度に富士市への引渡しができるよう、計画に沿った事業の推進に努められたい。</p> <p>② 「セミ・レディーメード」方式は新たな取組であるため、市町との連携強化を図り、事業の推進に努められたい。</p> <p>また、新たな工業用地の開発に当たっては多彩な用地造成方式を活用し、市町と密接に連携しながら、企業ニーズに対応した工業用地等の供給を進められたい。</p>
<p>d 静岡がんセンター事業</p>	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度がん専門医療機関であり、令和2年4月には全床開棟して615床となった。また、令和2年3月に、厚生労働大臣からがんゲノム医療中核拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療に取り組み、本県におけるがんゲノム医療の中核として、治験・臨床試験、研究の推進やがんゲノム医療に関わる人材の育成に、大きな期待が持たれている。</p> <p>令和2年度の病院事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で収支が悪化し、平成26年度以来6年ぶりの赤字となった。研究所事業の損失を含めた全体では、損失が大幅に増加し、6億3,430万3千円の純損失となり、未処理欠損金も増加している。</p> <p>経営指標も悪化しており、病床利用率が81.6%と、前年度に比べ、9.5ポイント低くなっている。</p> <p>また、医師については、定数200人であるところ、令和2年度末は154人となっており、46人不足している。</p> <p>こうした点を踏まえ、次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 病院事業は、近年、「新公立病院改革プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、経営改善に取り組んだ結果、黒字を継続していたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が大幅に悪化しており、赤字となった。一方で、プランの数値目標の一部は達成されていないため、引き続き経営戦略会議等による検証を行い、効率的な病院経営に取り組まれたい。</p> <p>本プランは令和2年度が最終年であり、新しいプランの策定が望まれる。国の指針が示された後には、早急に策定し、今まで以上に健全な経営に取り組まれたい。</p>

	<p>② 過年度未収金は、前年度に比べ509万1千円増と2年連続して増加しており、累計で1億992万円と多額となっている。コロナ禍で支払いが困難な患者が増えていることであるが、患者本位のもと、患者に寄り添ったきめ細かい対応による未収金発生未然防止と円滑な未収金の早期回収に努められたい。</p> <p>③ 本県におけるがんゲノム医療中核拠点病院として、治験・臨床試験、研究の推進やがんゲノム医療に関わる人材の育成において、大きな役割を果たすことが期待されていることから、必要な医師等の早期確保対策に努められたい。</p>
<p>e 流域下水道事業</p>	<p>流域下水道事業は、平成31年4月から公営企業会計へと移行し、令和2年度の純利益は、8億2,299万8千円となった。</p> <p>施設の老朽化による更新需要の増大や人口減少等、流域下水道事業を取り巻く経営環境の変化に対応するための中長期的な見通しに立った経営の基本方針や取組、投資財政計画を定めた「静岡県流域下水道事業経営戦略」（以下本頁において「経営戦略」という。）を令和3年2月に策定しており、この経営戦略の計画的かつ着実な実施が求められている。</p> <p>こうした点を踏まえ、事業の経営について次のとおり意見を述べる。</p> <p>① 令和3年度は、令和4年度以降の浄化センターの維持管理における包括民間委託の契約（以下本頁において「包括民間委託契約」という。）内容を検討する時期に当たるため、経営戦略に基づき、以下の点において運営コストの縮減等による経営基盤の強化に向け取り組まれたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 包括民間委託契約に関し、入札の競争性を高める等コスト縮減に向けた取組 ・ 経営戦略で示されている浄化センターの電力調達の競争入札導入等、コスト縮減に向けた取組 <p>② 平成31年3月に策定した「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道の施設・設備について、点検調査や診断の結果により施設・設備の健全度を把握しながら計画的な修繕・更新を進め、事業費の平準化と施設の長寿命化を進められたい。</p>

(3) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術館博物館建設基金

イ 審査の期間

令和3年8月4日から令和3年9月2日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

令和3年8月12日から令和3年9月2日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	令和2年度 健全化判断比率	令和元年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.5%	13.8%	25%	35%
将来負担比率	248.7%	242.5%	400%	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	<p>令和2年度の実質公債費比率は13.5%で早期健全化基準（25%）未満であるが、前年度実績（13.8%）に比べ、0.3ポイント改善している。令和2年度単年度の比率は12.7%となっており、令和元年度（14.3%）に比べ1.6ポイント改善しているものの、令和元年度の全国順位は40位とワースト10入りしており、令和3年度以降は公債費の増加が見込まれることから、今まで以上に公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。</p>
将来負担比率	<p>令和2年度の将来負担比率は248.7%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（242.5%）に比べ6.2ポイント悪化している。</p> <p>令和元年度の全国順位は、順位の悪化はなかったが、39位とワースト10に入っている。</p> <p>また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆4,112億5,027万1千円と多額で、前年度に比べ910億6,577万5千円増加していることが悪化の要因であるので、地方債などの将来負担額の適正な管理に早急に取り組み、将来、財政を圧迫することがないように努められたい。</p>

（参 考）

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地或振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

令和3年8月12日から令和3年9月2日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和2年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	令和2年度 資金不足比率	令和元年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業会計	—	—	
宅地造成	静岡県地或振興整備事業会計	—	—		
法非 適用 企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

令和2年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 内部統制評価報告書の審査

内部統制評価報告書の審査について、以下のとおり実施しました。

(1) 審査の対象

令和2年度静岡県内部統制評価報告書及び参考資料

(2) 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年9月14日まで

(3) 審査の実施内容

「静岡県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、本庁及び出先機関の定期監査において得られた知見を利用した。

(4) 審査の結果

令和2年度静岡県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認める。

(5) その他

審査の結果に添えて、下記のとおり意見を付しました。

今回の審査において、以下の事項について改善が必要と判断されるため、今後、見直し等を検討し、内部統制の有効性を高め、早期の充実強化に取り組まれない。

ア 今回審査の中で、所属でのリスクに対する判断にバラツキがあり、職員の内部統制に対する意識が不足しているという課題が見受けられた。リスクや不備に対する判断基準をよりわかりやすく明確にすること、職員の意識の全体的な底上げを図りたい。

イ 所属から報告のあった不備と報告書で評価対象とした不備に違いがあり、報告書で評価対象とした不備以外でも不備が発生しており、内部統制が十分機能していないことを含め、今回の報告書の評価結果をわかりやすい形で職員にフィードバックされたい。

ウ 今回、所属から報告のあった不備について、報告書で評価対象から除外されたが、報告書の不備として取り扱うことが望ましい事案があった。また、本来不備として報告すべき事案で漏れているものもあった。今後、29 リスクの中で対応すべきものは、リスク解説書を改善することで対象に含めること、また、許認可の不適切な事務処理等を新たなリスクとして加えることなどを検討されたい。

併せて、不備の取扱いについて、引き続き、監査課と協議を進められたい。

9 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（静岡県一般会計及び特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 静岡県流域下水道事業会計
- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<令和3年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	30	31	30	30	31	30	29	30	28	31	28	30

イ 実施方法

書面検査により実施しています。

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士に一部を委託して実施しています。

（令和3年度は、普通会計等と静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

令和3年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

10 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

年度	区分	前年度からの繰越	受付	却下	受理				翌年度への繰越
						勧告	棄却	却下	
平成29年度		1 (注1)	3		4		4		0
平成30年度		0	2		2		2		0
令和元年度		0	2	1 (注2)	1		1		0
令和2年度		0	0						0
令和3年度		0	1	1 (注2)					0

(注1) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は平成29年度へ繰り越しました。

(注2) 地方自治法で定められた住民監査請求の要件（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内等）を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

(2) 監査の結果（令和3年度）

令和3年度は1件の請求がありましたが、地方自治法で定められた住民監査請求の要件（財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内等）を満たしていなかったため、監査を実施しませんでした。

11 令和3年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（5箇所5件）

ア 経営管理部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田財務事務所	令和4年3月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	事務放置による個人事業税の課税漏れ
3 内容	下田財務事務所は、令和元年度から令和2年度にかけて、個人事業税の課税事務について、30件の事務放置等の不適正な事務を行った結果、29件2,741,000円の課税漏れが生じていた。
【措置の内容】	
当該事案の発生した原因は、班長・課長以上の職員の進行管理が十分でなかったために、当該事案の発生に気付くことができなかったことです。	
対象となった納税義務者には、状況の説明及び謝罪をした上で、課税手続きを行いました。	
改善措置として、令和3年度から、進行管理を万全とするため、課税判断を要する資料のリストを作成して、課税資料の確実な把握をするとともに、班長・課長以上の職員が処理状況を逐次確認しています。また、定期的に班単位でのミーティングを実施し、各職員が事務処理について報告・相談できる場を設けています。	
今後は、複数の職員が逐次進捗状況を確認することを徹底し適正に管理していきます。	

イ 健康福祉部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
障害者支援局障害福祉課	令和3年10月4日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 身体障害者手帳の交付に関する不適切な事務処理</p> <p>3 内容 健康福祉部障害者支援局障害福祉課男性職員は、平成29年度から令和元年8月にかけて、決裁を得ることなく、身体障害者手帳の交付に関する事務計450件を処理するなどしていた。その結果、等級等の誤りにより、41件について、身体障害者手帳の再交付が必要になった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生原因と所属としての課題 本件は、当該男性職員が、事務処理の遅れにより身体障害者手帳の交付が遅れた場合、申請者の不利益になると考え、一部決裁を得ることなく、身体障害者手帳を交付していたものであります。 また、各担当者が担当地区ごとに紙の受付管理簿で進捗管理し、机上で保管していましたが、当該男性職員のみ独自の判断で受付管理簿を電子ファイルとして自ら使用するパソコン内で管理していたことから、進捗状況を課内で共有することができていませんでした。 さらに、公印を事前印刷した身体障害者手帳の台紙を各職員が自由に持ち出し、使用することができる状態にありました。</p> <p>2 所属における再発防止策 事案判明後すぐに以下の措置を講じ、再発防止策に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 課内で共有できる電子ファイルの受付管理簿を作成、市町から送付された申請書を各担当者に渡す前に班長が電子ファイルに一括して受付情報を入力し、進捗状況を他の職員も確認できるようにしました。 • 身体障害者手帳の台紙を鍵のかかる棚に保管し、決裁後に必要枚数を班長から手渡すことにしました。 • 印刷した身体障害者手帳を送付する際、記載事項に誤りが無いか、複数の職員による確認を行うことにしました。 	

ウ 経済産業部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部農林事務所	令和3年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 無登録農薬を使用して生産したヒノキ種子の不適切な取扱い</p> <p>3 内容 西部農林事務所は、無登録農薬（着花促進剤）を使用して生産した種子の販売や譲渡が禁じられているにもかかわらず、販売用のヒノキ種子に混入し、苗木生産者に販売を行った。それに伴い、種子から育成された苗木と稚苗を回収したことにより、苗木生産者に2,909,240円の賠償を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、農林水産大臣の登録を受けていない農薬を研究目的で使用して得られた収穫物を販売、譲渡してはいけないところ、西部農林事務所森林整備課職員及び育種場で当該農薬を使用した研究をしていた農林技術研究所森林・林業研究センター研究員ともに、その認識が不足していたことによるものです。</p> <p>このため、事案の発生後速やかに、農林技術研究所森林・林業研究センターと共催で、育種場業務に携わる西部農林事務所森林整備課、育種場管理運営受注者及び農林技術研究所森林・林業研究センターの職員等を対象に、農薬の適正使用に係る知識を習得するための研修会を実施しました。</p> <p>今後も再発を防止するため、令和4年度以降も同研修を年1回以上継続的に実施していきます。また、育種場を使った研究の受入れに際しては、農林技術研究所森林・林業研究センターとの連携を密に行い、研究内容を精査して種子や苗木等の生産物への影響がないことを確認した上で、ビニールハウスの一部を研究専用にするなど、生産物との区分管理を徹底していきます。</p>	

エ 交通基盤部（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
田子の浦港管理事務所	令和3年7月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 港湾占用料の徴収誤り</p> <p>3 内 容 田子の浦港管理事務所は、平成28年度から令和2年度までの間、港湾占用料の徴収において、減免等の適用及び算定を誤り、過徴収9件 1,996,016 円及び還付加算金3件 80,400 円が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、港湾占用料の算出に際し、ガス事業者等の申請について、地下埋設管の本線として使用料を2分の1の額とすべきところ、減免の適用を誤り2分の1の額を適用しなかった等の理由により発生したものです。</p> <p>誤徴収の対象となったガス事業者等の占有者に対しては、その理由を説明の上、令和2年度及び令和3年度に還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、占用許可を担当する管理班と調定事務を担当する総務班で占用関係事務の勉強会を実施し、今回発生事案はもちろん、その他誤りが発生しやすい事例についても占用料計算の確認及び所内の情報共有を行いました。</p> <p>今後は、勉強会を継続して行うとともに、港湾占用料の算出に際し両班の複数人によるチェックを徹底し、正確な算定に努めます。</p>	

オ 教育委員会（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
掛川工業高等学校	令和3年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 授業中の事故の発生</p> <p>3 内容 掛川工業高等学校において、令和元年9月10日、課題研究の授業中にフライス盤の削りくずの除去をしていた生徒が、左人差し指を機械に巻き込まれ、左人差し指の第2関節より先を切断する怪我を負った。 なお、当該事故に関し県は怪我を負った生徒に対し損害賠償金1,300万円を支払うこととなった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 所属としての課題確認 本事案は、手動工作機械の操作にあたって、1台の機械を一人で扱うのが大原則であるところを、二人で操作してしまったこと、また、削りくずを除去する小型ほうきの使用にあたって、本来フライス盤の回転を止めてから使用するべきところを、回転中に作業をしたことが原因です。 改善措置として、令和元年9月17日に機械類の安全な取扱いを再確認し、作業前・作業中・作業後の各過程における確認・注意事項について、教員間で意見を出し合い生徒用安全教育マニュアルに反映させ、機械には注意喚起用のシールを貼付しました。</p> <p>2 所属における再発防止策 本事案を受けて、作業開始前の注意喚起として、生徒に実習中の禁止事項を質問し答えさせる取組を行うこととしました。また、フライス盤などの手動工作機械の同時稼働は5台までと制限することで、教員の目が行き届きやすいようにし、使用する刃物や工具について、安全に作業を行えるように仕様や実習方法を見直しました。 本事案により発出された、令和4年4月4日付け高校教育課長通知「実験・実習機器の安全な使用等について」を受け、同年4月5日の第1回職員会議において、徹底した安全確認の実施を全教職員に対し周知しました。 今後は、実習機器の使用に当たってマニュアル等の遵守を安全対策の基本に位置づけ、事故の再発防止に努めます。</p>	

(2) 臨時監査（2箇所2件）

ア 交通基盤部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
建設経済局公共用地課	令和3年3月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	財産事務及び公共測量の公示等事務の不適正な事務処理
3 内容	交通基盤部建設経済局公共用地課は、事務の進捗管理等が十分でなく、財産売払事務4件及び測量法に基づく事務180件につき、事務処理の放置及び文書の紛失など不適切な事務処理を行った。
【措置の内容】	
1 事案発生原因と所属としての課題	<p>本件は、当課調整班の担当職員が、令和元年度から令和3年7月にかけて財産売払事務4件の事務処理を放置し、うち1件については未決裁で通知文書を発出していたことが関係機関からの連絡により判明したものです。また追加調査を行ったところ、測量法に基づく公共測量の公示事務等についても事務を放置し、うち一部の書類を紛失していたことが判明しました。</p> <p>本件の不適切な事務の原因としては、①担当職員と関係機関との連絡が個人メール及び電話のみで行われていたため、他の職員が連絡内容を把握できていなかったこと、②提出された申請書類の受付処理が担当職員に一任されており、事務の放置や書類の紛失を他の職員が確認できない状態だったこと、③業務の進捗管理を、定期的な班内打合せにおける口頭報告のみで行っており、実際の業務状況の確認が徹底されていなかったことです。</p>
2 所属における再発防止策	<p>事案判明後すぐに以下の措置を講じ、再発防止策に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none">・関係機関からの照会や回答についてはすべて課メール（個人メール及び電話は不可）で行うようにしました。・班内で共有できる電子ファイルの受付管理簿を作成し、他機関から発出された全ての文書（個人宛も含む）について班長が確認の上、一括して受付日、発出者、文書名などを入力し、進捗状況を他の職員も確認できるようにしました。・班内打合わせにおける進捗状況確認時には、口頭確認のみによらず、進捗管理表を用いて関係する書類を確認するようにしました。・従前から運用している財産管理データベースに「土木事務所別進捗状況管理」の機能を追加し、土木事務所ごと、個別案件ごとの進捗状況管理を可能とするとともに、土木事務所職員と公共用地課職員が相互に進捗状況を確認できるようにしました。

イ 教育委員会（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県立高等学校（校名非公表）	令和4年3月3日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特定個人情報の不適切な取扱い</p> <p>3 内 容 高等学校等就学支援金の認定作業において、学校から県教育委員会への書類発送の過程で特定個人情報が記載された用紙（1人分）を紛失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本事案は、発送直前に書類の冒頭に添付する管理台帳の誤りに気づき、送付のために紐で綴られていた書類を一旦解いて修正し、綴り直した際の確認作業が不十分だったため生じたものです。判明後、直ちに用紙の検索を行いましたが発見できなかったため、令和3年5月24日に学校長から当該保護者に状況説明及び謝罪をしました。</p> <p>特定個人情報等の取扱いについては、令和2年10月16日付で高校教育課長より、複数の職員で管理、保管、発送などの業務を行う旨が通知されていましたが、注意が徹底されていませんでした。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>本事案により再度発出された高校教育課長通知「高等学校等就学支援金事務における特定個人情報の適正な取扱いについて」を受け、職員会議にて学校長から安全管理措置を徹底するよう改めて指示しました。</p> <p>また、高等学校等就学支援金の認定事務においては、作業手順の見直しを行い、書類の認定作業（内容確認）は紐で綴った状態で行い、認定作業（内容確認）後は綴りを解かない状態で発送するよう改善しました。</p> <p>今後は特定個人情報等取扱規程（高等学校等就学支援金及び静岡県公立高等学校等学び直し支援金事務）に基づき、申請書類の内容確認、書類の編纂及び県教育委員会へ発送時の封入までを必ず複数職員で確認することを徹底し、再発防止に努めます。</p>	

(3) 財政的援助団体等監査（2箇所2件）

ア 経済産業部所管（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
静岡県椎茸産業振興協議会	令和4年3月25日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 補助事業に係る不適切な経理</p> <p>3 内容 静岡県椎茸産業振興協議会は、令和2年度静岡県しいたけ産業振興事業費補助金の実績報告書において、補助対象経費として認められない経費 200,000 円を計上し、また、決算における集計の違算 6,224 円に気付かず補助対象経費としていた。</p> <p>同協議会から事務を受託した静岡県きのご総合センター振興協議会の事務局長が補助事業費により取得したはがき 210 枚 13,230 円を私的に流用していた。これらにより当該補助金の交付金額が84,289円過大となっていた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案は、事務局長のみが経理に携わり、規程に基づく決裁が適正に行われていないなど、組織の体制に問題があったことが原因です。</p> <p>そこで、令和3年度中に、事務局長と事務員との複数人体制で会計事務を実施するように変更し、現金の事務所保管を廃止しました。切手や葉書等は受払簿で管理し、事務員が購入や用途等を整理した上で、事務局長が月末に枚数を確認するようにしました。</p> <p>令和4年度には、新たに専務理事を選任し、規程に基づく適正な決裁により事務処理ができる体制を整えました。今後は、必要に応じて規約や規程等の見直しを行い、組織体制の強化を進めていきます。</p> <p>併せて、事務のスリム化や組織体制の強化を図るため、事務を委託している静岡県きのご総合センター振興協議会との統合を検討していきます。</p>	

イ 交通基盤部所管（1箇所1件）

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡県道路公社	令和3年12月9日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 静岡県道路公社は、令和2年度に実施した高架下駐車場施設撤去設置工事において、担当者が、出来形不足にもかかわらず、変更設計書などの契約図書等を改ざんし契約額のまま支払を行ったため、支出が33,000円過大となった。 また、上司及び担当者は、監査に際し、契約図書等の改ざんを行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の原因 工事完成時の出来形数量の確認が不十分であり、担当者は、工事検査終了後(令和3年3月25日)に、工事受注者から車両用防護柵の出来形数量が1基足りないとの報告を受けた際、金額が33,000円と少額であったことから、数量と単価を修正してしまいました。同年8月に、予備監査の対象となったことから、監査資料を調べる過程で、変更設計書などの契約図書等を新たに作成し、差替えました。 また、所属課長においても、金額が少額であったことから、変更設計書などの契約図書等の修正をやむを得ないと判断し、追認してしまいました。</p> <p>2 改善措置 (1) 静岡県道路公社工事請負契約約款に基づき、過払い金の33,000円について、令和3年11月1日に工事受注者に請求書を送付し、11月4日に返還を確認しました。 (2) 職員の意識改善を図るためコンプライアンス周知に係る文書を10月4日に発出するとともに、10月25日に職員に対しコンプライアンス研修を実施し、職員の綱紀粛正の徹底を行いました。 (3) 9月29日に、契約書類と工事や業務委託の監督業務書類の保管場所を分け、不正が起りにくい環境としました。 (4) 10月1日に、総務部長と総務課長から見える場所で公印を使用するよう押印場所を変更し、公印の使用環境を厳格にしました。</p> <p>3 今後の再発防止対策 (1) 今後の工事については、工事検査前までに総括監督員が出来形数量を確認し、出来形数量表を完成届に添付することにより、出来形数量を複数の人で確認することとしました。 (2) 毎年、職員にコンプライアンス研修を実施し、職員の綱紀粛正の徹底を行い、二度とこのような事態が発生しないよう努めます。</p>	

第3 年度別の指摘等の状況一覧

(1) 総括表

年度	監査種別	実施箇所	指摘等の箇所	指摘等の件数	指摘				注意			
					財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
					29	定期監査	470	160	215	1	3	18
随時監査	12	4	5				3	3		1		1
財援団体等	52	7	8					0	1			1
計	534	171	228	1		3	21	25	14	9	26	49
30	定期監査	469	152	227		6	13	19	6	9	33	48
	随時監査	22	12	12			6	6		1	3	4
	財援団体等	45	13	16	1			1	4			4
	計	536	177	255	1	6	19	26	10	10	36	56
元	定期監査	467	138	198	2	3	15	20	6	12	35	53
	随時監査	22	7	7			3	3		1		1
	財援団体等	42	8	14				0	2			2
	計	531	153	219	2	3	18	23	8	13	35	56
2	定期監査	468	63	79	3	2	4	9	24	16	6	46
	随時監査	29	2	2	1			1	1			1
	臨時監査	2	1	1			1	1				0
	財援団体等	41	3	3				0	3			3
	計	540	69	85	4	2	5	11	28	16	6	50
3	定期監査	476	49	47	2		3	5	11		9	20
	随時監査	22	0	0				0				0
	臨時監査	3	3	3			2	2				0
	財援団体等	43	2	2	2			2				0
	計	544	54	52	4	0	5	9	11	0	9	20

指摘等件数内訳

指導（注）				意見				指導（検討）（注）				計			
財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計	財務会計	工事技術	事務事業	計
53	25	47	125			21	21				0	67	36	112	215
1			1				0				0	1	1	3	5
6			6				0	1			1	8	0	0	8
60	25	47	132	0	0	21	21	1	0	0	1	76	37	115	228
49	36	47	132			21	21		1	6	7	55	52	120	227
	2		2				0				0	0	3	9	12
10			10				0	1			1	16	0	0	16
59	38	47	144	0	0	21	21	1	1	6	8	71	55	129	255
42	20	45	107			18	18				0	50	35	113	198
	3		3				0				0	0	4	3	7
11			11				0	1			1	14	0	0	14
53	23	45	121	0	0	18	18	1	0	0	1	64	39	116	219
				5		19	24					32	18	29	79
							0					2	0	0	2
							0					0	0	1	1
							0					3	0	0	3
				5	0	19	24					37	18	30	85
						22	22					13	0	34	47
							0					0	0	0	0
						1	1					0	0	3	3
							0					2	0	0	2
				0	0	23	23					15	0	37	52

（注）注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導（検討）」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として、監査結果と区分しています。なお、令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件（令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件）です。

(2) 部局別内訳

部局	年度	29						30					
	区分(注1)	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計	指摘	注意	指導	意見	指導(検討)	計
知事部局	知事直轄組織			5	2		7		1	2	1	1	5
	危機管理部		1	3	2		6	1	1	3	2		7
	経営管理部		1	8	1		10			5		2	7
	くらし・環境部		1	1	2		4			2	2		4
	スポーツ・文化観光部 (文化・観光部) (注2)		2	4	2		8			2	4	1	7
	健康福祉部	2	3	14	3		22	2	5	9	3		19
	経済産業部	1	10	14	3		28	1	6	26	3		36
	交通基盤部	7	12	21	3		43	6	10	27	4	1	48
	出納局						0		1	1			2
	小計	10	30	70	18	0	128	10	24	77	19	5	135
企業局			1			1		3	5			8	
がんセンター局		1				1		2				2	
議会事務局			1			1						0	
各種委員会事務局		1	1			2	1					1	
教育委員会事務局、教育機関	12	14	41	2		69	8	17	37	2	2	66	
警察本部、警察署		1	11	1		13		2	13			15	
計	22	47	125	21	0	215	19	48	132	21	7	227	
随時監査	3	1	1			5	6	4	2			12	
臨時監査(注3)													
財政的援助団体等		1	6			1	8	1	4	10		1	16
合計	25	49	132	21	1	228	26	56	144	21	8	255	

(注)

- 1 注意に該当する事項で、その程度が単純かつ影響の少ないミスである「指導」や、意見に該当する事項でその内容が軽微である「指導(検討)」につきましては、令和2年度から監査委員事務局長指導事項として監査結果と区分しています。なお、令和3年度の事務局長指導事項の件数は62件(令和2年度の事務局長指導事項の件数は112件)です。
- 2 「スポーツ・文化観光部」については、令和2年度に「文化・観光部」から名称を変更しました。
- 3 令和元年度まで随時監査として行われていた事務事業の監査については、令和2年度から臨時監査として実施しています。

元					2				3				
指摘	注意	指導	意見	指導(添) (部)	計	指摘	注意	意見	計	指摘	注意	意見	計
	1	2			3		1		1		1		1
		2	1		3	1		2	3		1	2	3
	4	3	1		8	1	2	3	6	1	1	1	3
		1	3		4			3	3			3	3
1	1	1	2		5		4	2	6		1	2	3
3		11	2		16		2	2	4	1	3	4	8
2	7	18	2		29	1	4	3	8	1	6	4	11
6	9	24	4		43	2	22	4	28	1	4	3	8
1					1		1	1	2				0
13	22	62	15	0	112	5	36	20	61	4	17	19	40
1	2	1			4				0				0
	1				1		1		1				0
					0				0				0
					0				0		1		1
5	25	33	3		66	3	8	4	15	1	2	3	6
1	3	11			15	1	1		2				0
20	53	107	18	0	198	9	46	24	79	5	20	22	47
3	1	3			7	1	1		2				0
						1			1	2		1	3
	2	11		1	14		3		3	2			2
23	56	121	18	1	219	11	50	24	85	9	20	23	52

第4 監査業務のアウトソーシング

県民に信頼され、開かれた監査を推進するため、予備監査業務のうち財務会計に関する監査業務の一部を監査法人等に外部委託（アウトソーシング）しています。

本県では、全国に先駆け、平成14、15年度から試行的に実施し、平成16年度からは、毎年概ね業務の50%程度をアウトソーシングしています。

効果として、外部の者が監査業務に従事することにより透明性や独立性が確保されること、公認会計士の専門的知識等を活用した監査ができることなどが挙げられます。

1 令和3年度の監査実施状況

区 分		全対象箇所 A	アウトソーシング 対象箇所 B	3年度 実施率 B/A	(参考) 2年度 実施率
定期 監査	本 庁	219	117	53.4%	49.8%
	出先機関	257	118	45.9%	48.6%
小 計		476	235	49.4%	49.1%
財援団体等 の監査		43	27	62.8%	73.2%
計		519	262	50.5%	51.1%
例月出納検査		4会計 歳入歳出外現金 基金	2会計	—	—

2 令和3年度の指摘等の状況

指摘等の件数 A	アウトソーシング による指摘等件数 B	3年度 実施率 B/A	(参考) 2年度 実施率
109	14	12.8%	11.1%

(注)

定期監査、財政的援助団体等の監査による件数で、監査結果のほか監査委員事務局長指導事項の件数を含みます。

第5 外部監査

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

令和3年度は個別外部監査は実施されていません。

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人（弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士）	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

2 監査実施状況

包括外部監査は、監査委員の監査に加えて、知事が起用した弁護士、公認会計士、税理士などの「外部監査人」が監査を行うことで、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとした監査制度であり、本県では経営管理部が所管しています。

本監査は、公認会計士等と外部監査契約を締結の後、毎会計年度、外部監査人が特定のテーマを決めて実施されています。

＜令和3年度の実績＞

項目	内容
外部監査人	公認会計士 原田 俊輔
補助者	6名（公認会計士5名、弁護士1名）
テーマ	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について
テーマの選定理由	<p>文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであり、豊かな人間性を涵養するうえで重要とされている。</p> <p>静岡県においても、文化は人々に生きる喜びと心の豊かさをもたらすものにとらえ、文化の魅力度である文化力を高めるために、継続的に、地域資源を活かした文化芸術の振興に取り組んでいる。具体的には、県民が文化芸術に触れる機会を拡充し、世界も視野に入れた文化芸術を創造・発信する活動を推進するとともに、伝統や歴史に培われた文化財の保存・活用等を図ることで、感性豊かな社会の実現を目指している。</p> <p>これら文化芸術の振興に関する事業は、県民にとって、身近で触れる機会が多く、関心が高いものと考えられる。また、静岡県においても、新ビジョンの“ふじのくに”の魅力の向上と発信のなかで「文化芸術の振興」を掲げており、その中心的な役割を担っているスポーツ・文化観光部による施策は、重要性が高いと考えられる。</p> <p>上記を鑑み、スポーツ・文化観光部による文化芸術の振興に関する施策について、包括外部監査人の立場から、合规性のみならず経済性、効率性、有効性の観点から検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。</p>
監査対象とする事業	静岡県の新ビジョンのうち、大柱（政策）「“ふじのくに”の魅力の向上と発信」のうち、中柱（政策柱）「文化芸術の振興」に該当する事業を監査対象とした。
監査対象期間	原則として令和2年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	令和3年6月21日から令和4年3月31日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（令和4年4月1日）に掲載されています。

また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に掲載されています。

3 監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

令和3年度の監査結果において「指摘」とされた項目及び「意見」とされた項目のうち主なものは以下のとおりです。

区分	項目	内 容
指摘	各文化施設における備品管理について	各文化施設の備品管理状況を確認したところ、㊲備品に物品シールが貼っていない、㊱貸付物品（県から指定管理者に貸した備品）の一部について現物確認を実施していない、㊳物品シールと物品台帳一覧の物品番号が異なるものがあった。 ㊲及び㊳については、物品シールを用いた備品管理ができないため、物品シールと物品台帳一覧表の物品番号が一致することのチェックも忘れないよう、周知徹底すべきである。 ㊱については、指定管理者が貸付物品の一部について現物確認を実施していないため、定期的な現物確認を実施するよう、周知徹底すべきである。
意見	成果指標と活動指標について	監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㊲成果指標や活動指標がない」、「㊱成果指標や活動指標が直接的ではない」ものが散見された。 ㊲については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。 ㊱については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業目的や内容等を踏まえ、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。 特に、監査対象事業である「文化芸術の振興に関する事業」は公益性が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。

4 年度別の実施状況

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
契約の締結	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1
契約の金額	1,850万円を上限とする	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
外部監査人	内山昌美	杉原賢一	同左	同左	村松淳旨	同左	同左	原田俊輔	同左	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	浜松市	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左	同左	浜松市	同左	同左
テーマ	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務の執行及び経営に係る事業の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について	指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について	子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	文化芸術の振興に関する施策の財務事務の執行について
補助者 (人数)	6人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	6人	6人	6人
公認会計士	5人	5人	5人	5人	6人	7人	8人	5人	5人	5人
弁護士	—	—	—	—	—	—	—	1人	1人	1人
上記以外	1人 (公認会計士協会準会員)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27	H31.3.22	R2.3.19	R3.3.19	R4.3.23
結果の公表 (公告日)	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30	H31.3.29	R2.3.31	R3.3.31	R4.4.1
措置の公表 (公告日)	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30.11.2	R元.9.27	R2.10.6	R4.1.28	R4年度内

第6 監査の情報提供

本県では、監査基本方針に基づき、公正で透明性があり、県民の視点に立った監査を目指すため、以下のような取組を行っています。

<県公報による広報>

監査結果などについて、県公報に登載しています。

<ホームページによる広報>

監査結果などについては、県公報に加えて、ホームページにも掲載しています。

なお、監査年報は、ホームページでもご覧いただけます。

- 静岡県のホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/>
- 監査委員事務局のホームページアドレス
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

ふじのくに 静岡県公式ホームページ

総合トップへ “ふじのくに” 魅力情報

音声読み上げ 文字サイズ・色合いの変更 ふりがな表示

組織(部署)から探す Other language

ホーム > 組織別情報 > 監査委員事務局

更新日: 令和2年4月1日

監査委員事務局

県の事業が適正に行われているかを監査する仕事をしています。

トピックス

1. 監査委員制度の概要
2. 監査委員事務局の組織

<監査結果の報道機関（県政記者クラブ）への情報提供>

平成22年度から、定期監査等の結果については、報道機関（県政記者クラブ）へ積極的かつ速やかに情報提供し、県民に対する説明責任を果たすとともに、より一層の監査の透明性を図っています。

資料 監査結果の「指摘」「注意」「意見」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査結果の区分

区分	内 容
指摘	次のいずれかに該当し、その程度が著しいもの及びその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。

(注) 監査結果のほか、注意や意見に該当する事項でその内容が軽微である事項につきましては、監査委員事務局長指導事項としています。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

指摘、注意、意見に対しては3か月以内に改善措置を講ずるよう求めており、議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、注意、意見の改善の措置状況については、次回の監査においてもその内容を確認します。

(参考)

令和元年度までの監査結果の指摘等の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に注意事項としたもので是正又は改善がされていない事項
注意	指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で注意し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
指導	注意に掲げる事項に該当し、その程度が単純かつ影響の少ないミス等であるもの及びその他特に指導すべき事項は、関係部局長等に対し文書で指導します。
意見	組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。
指導 (検討)	意見に該当する事項で、その内容が軽微である場合は、関係部局長等に対し文書で指導します。

(注)「指導」、「指導(検討)」は、件数のみ公表しています。

令和3年度版監査年報

令和5年1月 発行

静岡県監査委員事務局監査課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電 話 054-221-2927
e-mail kansaka@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/kansa/1002104/index.html>

この冊子についてのお問い合わせ、ご意見、ご要望などは、上記までご連絡ください。